

1 議 事 日 程 (3日目)

[平成30年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成30年9月10日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質 問 項 目
1	小 島 真由美 (10)	<p>1. 徹底した行政改革について</p> <p>(1) 太宰府市職員人材育成基本方針の改訂と職員の人材育成について伺う。また、職員の意欲や能力を引き出す人事全般にわたるシステムの構築もあわせて行う必要があると考えるが、見解を伺う。</p> <p>(2) 再任用職員の知識、技術、経験を活かしきれていないように感じる。能力を最大限発揮できるよう検討すべきであると考え、見解を伺う。</p> <p>(3) 会計年度任用職員制度への移行について、本市にとって大きな制度改革となるが、その対応について伺う。</p> <p>(4) 公共施設における電力の調達を入札による一括調達へ変更し、電気料金の削減を図るべきだと考えるが、見解を伺う。</p>
2	長谷川 公 成 (14)	<p>1. 災害時の行政の対応とこれからの対策について</p> <p>(1) 民地と公有地の対応について 今年7月6、7日の豪雨の際、民地から公道に土砂等が流出した箇所があった。行政として、どういった対応を行ったのか伺う。</p> <p>(2) 民地と民地の対応について 大雨等で、民地から隣接する民地へ土砂等が流れ込むケースがある。どこまで行政としてかかわるのか、市の対応を伺う。また、空家等で連絡がとれない場合は、行政としてどう対応するのか伺う。</p> <p>(3) 高尾川の拡幅について 今回の豪雨で、高尾川の周辺が、田畑をはじめ広範囲に水没していた。高尾川の拡幅について、市の考えを伺う。</p>
3	木 村 彰 人 (8)	<p>1. 地域の防災力を高める、自主防災の取り組みについて</p> <p>(1) 7月豪雨災害の対応状況に関する、公助・共助・自助における検証結果について伺う。</p>

		<p>(2) 自主防災を推進するための、公助・共助・自助の役割と課題について伺う。</p> <p>2. 現在進行中の「まち・ひと・しごと創生 太宰府市総合戦略」について</p> <p>(1) 総合戦略における各取り組みの進捗状況と、戦略の見直し・改訂について伺う。</p> <p>(2) 地方創生交付金の採択状況について伺う。</p>
4	神 武 綾 (13)	<p>1. 学童保育について 利用児童が増え、特に長期休み期間の児童の受け入れを行うことによって十分な保育が保障されない状況が生まれつつある。</p> <p>(1) 利用児童増加に対する今後の方策について伺う。</p> <p>(2) 指定管理事業者における指導員研修体制について伺う。</p> <p>2. 文化行政について 2017年6月に「文化芸術基本法」が改正された。</p> <p>(1) 太宰府市の「文化振興条例」(平成9年制定)への反映について伺う。</p> <p>(2) ルネサンス宣言(太宰府市文化芸術振興基本指針)の進捗について伺う。</p> <p>3. 災害対策について 自然災害による被害が増加し、被災者支援の一つとして住宅の確保が必要である。市として民間賃貸住宅の借り上げ制度の提携を進めておくべきと考えるが、見解を伺う。</p>
5	村 山 弘 行 (17)	<p>1. 包括支援センターの運営及び組織体制について</p> <p>(1) 包括支援センターは今後1箇所を増設し、市内2箇所となる予定だが、十分な対応がとれるのか。他市(筑紫地区)の状況と見解を伺う。</p> <p>(2) 相談相手と受ける側の信頼関係、地域との繋がりについて伺う。</p> <p>2. 広域型介護老人福祉施設の整備にかかる設置主体の県協議書提出について</p> <p>(1) 広域型介護老人福祉施設の整備に伴い、設置主体となる社会福祉法人についての協議書を県に提出する際、その法人の実体や経営者の方針(経営)は十分に把握しているのか伺う。</p>
6	原 田 久美子 (12)	<p>1. 完全給食について 義務教育は、小学校から中学校の9年間となっている。健康教育、食育の観点から見ると、小学生の給食にかかる予算と中学生にかかる予算に差がありすぎる。小学校と同じように中学校にも予算</p>

教 育 長	樋 田 京 子	総 務 部 長	石 田 宏 二
市民生活部長	友 田 浩	総 務 部 理 事	原 口 信 行
都市整備部長	井 浦 真須己	健康福祉部長兼 福祉事務所長	濱 本 泰 裕
観光経済部長	藤 田 彰	教 育 部 長	緒 方 扶 美
教育部理事	江 口 尋 信	総 務 課 長 併 選 管 書 記 長	田 中 縁
経営企画課長	高 原 清	管 財 課 長	柴 田 義 則
防災安全課長	齋 藤 実貴男	文化学習課長兼 中央公民館担当課長兼 市民図書館担当課長	百 田 繁 俊
市民課長	行 武 佐 江	納 税 課 長	古 賀 良 平
福祉課長	友 添 浩 一	保育児童課長	大 塚 源之進
高齢者支援課長	川 崎 純 一	国保年金課長	山 浦 剛 志
建設課長	山 口 辰 男	都市計画課長	木 村 昌 春
社会教育課長	中 山 和 彦	学校教育課長	吉 開 恭 一
上下水道課長	佐 藤 政 吾	産業振興課長併 農業委員会事務局長	中 島 康 秀
会計課長	小 島 俊 治	監査委員事務局長	福 嶋 浩

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	阿 部 宏 亮	議 事 課 長	花 田 善 祐
書 記	齊 藤 正 弘	書 記	高 原 真理子
書 記	岡 本 和 大		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、14人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日10日7人、11日7人の割り振りで行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

10番小島真由美議員の一般質問を許可します。

[10番 小島真由美議員 登壇]

○10番（小島真由美議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い徹底した行政改革について一般質問を行います。

市長が施政方針で表明された7つのプランの中で、第3のプラン、徹底した行革と超成長戦略で財政再建については、市長が何よりも先んじて手腕を発揮し、なし遂げなければならない重要なプランであると考えます。この第3のプランを言いかえれば、目的意識と目標を明確にした人材戦略、経営戦略による財政再建との解釈をさせていただきました。今後も厳しい財政状況が見込まれることから、義務的経費のうち大きな部分でもある総人件費のさらなる適正化が必要です。その一方で、多様化する市民ニーズに柔軟かつ的確に 대응していける盤石な行政組織を構築していかなければなりません。

そこで、1点目の質問に入ります。

太宰府市職員人材育成基本方針が平成12年度に策定され、平成17年度に改訂後、本年度で2回目の改訂作業が進められています。職員の意識調査にも着手されていると思いますが、平成17年度改訂の際行われた職員の意識調査では、特に顕著なものとして、各職員の職に応じた業務の処理能力が不足していると分析されていました。これまでの意識調査からどのような課題が見えてきたのか、お伺いいたします。

平成26年の地方公務員法改正では、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を目的として、次のような改正が行われました。職員の任用（採用、昇任、降任、転任）は、人事評価、その他の能力の実証に基づき行う。職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び上げた業績

を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎とすると。まずは中間管理職を中心に人事評価の結果を適切に処遇に反映することを人材育成基本方針の中に明記すべきであると考えます。職員の意欲や能力を引き出す評価、人事配置等納得性の高い人事のシステムが求められていると考えますが、見解をお伺いいたします。

2点目、近年定年退職者が高水準で推移したことにより、知識、技術、経験の豊富なベテラン職員の数が減少する一方で、経験の浅い若手職員の数が増加しています。年齢による職員構成の偏りからの弊害が起これないうちに再任用職員の活用を見直し、能力発揮につながる配置、職域の拡大が必要であると考えますが、見解をお伺いいたします。

3点目、総務省の資料では、地方公務員の臨時・非常勤職員の総数は、平成28年4月で64万人で、平成17年4月からの11年間で約19万人増加し、今や行政の重要な担い手となっていることから、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保が求められています。行政需要の多様化に対応するため、年度の範囲内で任用することとなる一般職員の非常勤職員である会計年度任用職員制度が2020年4月から導入されます。本市にとっても大きな制度改革となりますが、勤務形態の異なる人的資源の活用と最適な配置などを踏まえ、今後の円滑な対応についてお伺いいたします。

4点目、公共施設における電力の調達についてお伺いいたします。

現在、新電力導入の公共施設は、庁舎、上下水道事業センター、環境美化センター、文化ふれあい館、中央公民館と小・中学校11校で、平成30年度予算審査資料においては、電気料金削減見込み額は2,400万円超と算出されています。

契約会社は4社となっていますが、市内の公共施設全体で削減を考え、入札による一括調達へ変更するなどさらに大きな削減を図るべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

以下、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） おはようございます。

小島議員の質問にお答えをまずさせていただきます。

1項目めの中の職員の人材育成について、私からご回答を申し上げます。

議員ご指摘のとおり、厳しい財政状況の中、人件費は当初予算ベースで約13%を占めており、扶助費、物件費に次ぐ割合になっております。しかし一方で、多様化、複雑化する市民ニーズに応えていけるよう、職員の改善力、企画力、調整力、交渉力、政策経営力などさまざまな能力を育てていくことも同時に必要であり、そのためにも人材育成の目標を明確に示し、実践していくことが喫緊の課題であると考えております。

私は、日ごろより市民の声や時代の要請を見きわめるアンテナを高くし、みずからの専門性を高め、広い視野や中・長期視点、柔軟な判断力もあわせ持ち、前向きにやりがいを持って職務を遂行することができるような職員を育てていきたいと考えております。

今回の提案説明でも冒頭申し上げましたが、職員の新規採用説明会を初めとする人材育成の取り組みなども試行的にスタートしておりますが、さきの6月議会でお示ししましたとおり、人材育成基本方針策定委員会を立ち上げ、若手職員対象の意識調査も実施することとしておりますので、その検討結果を受けまして、私の思いも盛り込んだ人材育成の方針にしていきたいと思いますとは考えております。

次に、4項目めの公共施設における電力の調達についてお答えをいたします。

電力を入札により調達し、電力料金の削減を図ることは、私が掲げております第3のプラン、徹底した行革と超成長戦略で財政再建の市政運営経費の見直しに資する重要な課題であると考えております。電力の入札につきましては、平成28年度から導入し、一定の効果が出ているところでありますが、議員ご指摘のとおり、さらに改善できるところは改善していく必要があると考えております。

詳細につきましては、担当部長から回答をいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） おはようございます。

それでは、私から、まず1項目めについてご回答を申し上げます。

これまでの職員意識調査で見えてきた課題についてでございますが、近年では平成26年度に職場活性化のための職員意識調査を実施いたしております。その結果からは、市の年度方針や行動目標が明確に打ち出されていない、組織内の情報共有や仕事のスピード感について満足していないという課題が出ておりました。また、同時に質問した、やる気を持って仕事を進める上での重要と思われることにつきましては、1つには、自分のやりたい仕事ができる、2つ、仕事を任せてもらい、3つ、仕事の目標や評価基準が明確である、4つ、仕事をする事で自分の能力が高まる、5つ、仕事の結果だけでなく努力やプロセスも評価されるという5項目が上位を占めたところでございます。

先日行いました人材育成基本方針策定委員会の中では、目指す職員像を市民の目から見てわかりやすいようにより具体的に設定する、人は財産であるという考え方を根底においてつくるべきである、また期間設定をして、達成度を自己評価できるような仕組みが必要などといった意見が出ております。

また、平成28年度から開始をいたしました人事評価制度実施後のアンケート結果からは、個々の業務の年間目標を立てることで、評価される側は目標が明確になり、評価する側は進捗状況が把握しやすくなったという効果もある一方で、評価基準の平準化や透明性、公平性の確保、評価者に対する定期的な研修の必要性などが課題として挙げられております。

人事評価制度につきましても、人事管理の柱となるものでありますので、これまでの職員アンケート調査や市民の皆様の声を参考に、労使で構成をいたしております人事評価制度検討委員会で協議をしながら、制度の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

昇給や手当等の処遇への反映につきましても、既に導入済みの先進市の制度も参考にいたし

ながら、早急にシステムを構築するよう努力してまいりたいというふうに考えております。

次に、2項目めについてご回答申し上げます。

職員の再任用につきましては、退職予定者に対し再任用の意向と配置希望について事前に調査や面談を行いまして、それをもとにできるだけ現役時の知識や技術、経験が生かせるような配置を行っているところでございます。経験豊かなベテラン職員が順次退職していく中で、日常の業務の中で後輩職員へ豊富な知識や技術、経験を伝承していくことも再任用職員に対して期待されていることでもありますので、今後その意識づけをしっかりと行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、3項目めについてご回答申し上げます。会計年度任用職員は、地方自治体の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、増加している臨時・非常勤職員の適正な任用の確保を図るため、平成29年度の地方公務員法の一部改正により非常勤一般職と位置づけられ、任用、服務、勤務条件、給与、懲戒など地方公務員法の適用を受けることとなりました。この制度改正に向けて市が行うべきことといたしまして、まず臨時・嘱託職員の勤務実態等の現状把握、次に任用根拠の明確化、会計年度任用職員に係る制度の設計と例規整備が求められているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 4項めの詳細について、私のほうから回答させていただきます。

電力の調達につきましては、まず試行として平成28年6月1日から、庁舎、上下水道事業センターの電力を新電力に切りかえを行いました。その結果、電力供給に特段問題はなく、一定の電気料金の削減が図られたことから、他の施設についても検討を行い、平成29年2月1日から市内小・中学校11校、環境美化センター、中央公民館、文化ふれあい館を、また平成29年6月1日からは、庁舎、上下水道事業センターを、これらは6契約に分けて一般競争入札を実施いたしました。これにより、平成29年度の電気料金の削減額は16施設で2,440万円となっております。

公共施設のうち、低圧受電施設、高圧受電施設であるが一般送配電事業者との契約を継続したほうが経済的な施設、指定管理の一部の施設、以上の3つの分類の施設については、これまで一般競争入札の対象外としておりました。議員ご指摘のとおり、これまでは試行の段階から始めたことでもございまして、各施設の入札時期がずれておりましたが、平成31年1月末には入札を行った公共施設の契約時期が満了いたしますので、事務の効率化とさらなる経費削減を目指し、可能な限り一括して入札を実施したいと考えております。また、現在対象外としている施設についても、一般競争入札の対象とすることについて検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） ありがとうございます。

今回の質問は、市役所内での人材戦略、また人材育成をどうしていこうかというところからの質問をさせていただきましたけれども、6月議会で木村議員のほうからもこの人材育成基本方針につきまして質問がございましたので、かぶらないように、また違う角度から今日は質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず副市長に就任されて間もないと存じますけれども、私自身も市の職員への印象といたしましては、少しおとなしいのかなという印象もございますし、副市長からごらんになって、当職員の印象と、またこれからの改善すべきところ、課題とかというものは今どのようにお感じでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（清水圭輔） 私、6月に就任いたしまして3カ月が経過したところでございます。この3カ月間に市職員といろいろな面で交流、それから仕事上でいろいろと相談したり、協議したりしたわけでございますけれども、当初の印象といたしまして、大変真面目に働く職員だなあというところが率直な私の感想でございます。ただ、ややもするとちょっと気力といたしますか、気迫に欠けているなど、薄いなという感じもいたしました。

しかし、8月の末ですか、県下の市役所の野球大会で、私ども市役所が優勝したと。大変おめでたい結果に結びついていますけれども、やはりいろいろ私のほうが出向いていきますと、若い職員は大変話すと元気がある。ただ、ややもすると何となく公務員らしさと申しますか、若干おとなし過ぎるというところがありまして、やはりこれから活気のある職場づくりが必要かというふうに考えております。そのためにはいろいろと研修、研さんを重ねるとともに、やはり外部の刺激、研修でも内部刺激とか外部刺激がございますけれども、外部に出向いて積極的に自分を磨くということも不可欠ではないかというふうに感じております。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） 若手職員の年齢構成としても、かなり20代、30代が増えてきておりまして、中でも最初の1年目というところではOJTを活用されて、しっかりとした人材育成もできるのですけれども、ややもすると3年目、4年目という形で、20代、30代の10年の間の育成をじゃあどうしていかなければならないのかというところが一番の若手職員の育成のポイントであるかと思っておりますけれども、この人材育成基本方針、平成12年度の分も平成17年度の分もちょっと拝見させていただきましたけれども、内容的には求める職員像というところがございますので、しっかりと作り込みはされているんですけれども、しかし決定的にちょっと残念なのが、この基本方針に沿って中期、短期の中で重要項目を位置づけながら運用計画として一緒につくっていないというところが恐らく振り返りができづらいところでもあるし、改善するところがわからないまま、このまま来ていっているというところでもあると思うんです。平成12年度も平成17年度も同じような内容のことが書いてありますけれども、さあここがどういふふうに改善してきたのかというところをもっと絞り込んでやっていかなければならないと思うんですが、このことについて運用計画、実施計画、どちらでも構わないんですが、一緒につくるということについてはいかがなものでしょう。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今議員がおっしゃいますように、現行の人材育成基本方針におきましては、いわゆる運用計画またはその実施計画といった部分が整備をできていないという状況でございます。今回改訂に当たって、人材育成の委員会のほうを立ち上げておりますけれども、その中の意見の中でもこういった運用計画または実施計画が必要なんじゃないかというような意見も上がってきております。今回の改訂に当たっては、そういった職員の意見も取り入れながら、あわせて策定する方向で検討いたしたいというふうに思っております。その中で重点項目も明確にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） 副市長のほうからございました。本当に真面目である。また、本当に一生懸命業務に取り組んで、問題意識を持って頑張っている職員もいる。傍らではなかなか事務処理に対する効率化までも考え切れない、今の目の前のことで一生懸命で、なかなかちょっとおとなしいというような消極的な職員さんもいらっしゃるという中で、今まで年功序列であったこの公務員の働き方の中から能力主義を取り入れていきたいと思いますというようなことで、民間に近づけたような内容の今回の改正になってきているんですが、ここに行くまでの段階で、今現在効率化であるとか、また業務の改善をしていかなければならないということのをこの後議論いたしますけれども、その前に挨拶運動であるとか、例えばノー残業デーであるとか、めり張りをつけたような指針みたいなものは今ないんでしょうかね。

何でこんな質問するかといいますと、なかなかやはり声が出ていないというようなことが非常に気になる場所がありまして、挨拶運動ということもあるのでしょうけれども、なかなか向こうから挨拶をしてくるという場面は余りないでしょうし、要するに真面目さとか、情熱だとかが市民に伝わらなければ一切意味がないことでありまして、公共サービスを提供する提供者としての声を上げて、こちらから声かけをするという発想が職員にあるのかなという気持ちがございますが、副市長、その辺はいかがでしょう。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（清水圭輔） 先ほどもご答弁申し上げましたけれども、やはり職員、特に一般的に公務員は、待ちの姿勢というのは否めないと思います。そういう雰囲気があると。そういう文化があると。決していい文化ではないと私は思っております。

私、太宰府市にあります九州国立博物館で、約4年間、業務従事いたしましたけれども、最初は市民あるいは県民、国民に対する姿勢の中で挨拶が一番大事だと。おはようございますから始まって、オアシス運動とかがありますけれども、これが不可欠だということで、2年目から導入して、全員が笑顔で挨拶できるようにと、「笑顔と挨拶、そして感動を」というキャッチフレーズで博物館では取り組んできたところであります。

ちなみに、私も今日下げておりますけれども、この名札をいただきまして、ここには「笑顔

で元気に挨拶します」と、こういう宣誓をしております。ところが、有言不実行と申しますか、大半の職員はできていないというのが実情と感じております。

やはり私ども公務員というのは、サービスを提供する業務でございますので、ぜひ積極的にこちらのほうから声かけて、市民の皆様とスキンシップを図るということを心がけるべきだというふうに感じております。私どもは幹部職員が率先してこれを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） それともう一つ、質問の中にノー残業デー強化月間というのをもう少し力を入れていただけたらと思っているんですが、何でかといいますと、タイムマネジメントができていけるのかなという気が非常にいたしております。時間外勤務のかなり経費も増えておりますが、その中の内訳がよくわかっておりませんが、そこもしっかり分析をし、吟味する必要もあるかと思ひますし、このタイムマネジメントへの意識を持つということ自体ができていけるのかなというふうに感じておりますが、その件についてはいかがでしょう。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（清水圭輔） 先ほど質問にお答えせず、失礼いたしました。

言うなれば働き方改革の一点かと思ひます。

労働というのは、効率的、効果的に働くと、これがもう大前提というふうに考えております。とりわけ市内の小・中学校教職員につきましても、この働き方改革の点で、今年の9月からタイムカードを導入しております。これは全国的にそういう傾向にございますけれども、やはり学校の先生というのは、ややもすると朝早くから夕方遅くというよりも深夜まで、生徒指導等を中心に残業を余儀なくされておりますけれども、やはりこれは労働管理という視点で大変重要なことだと思ひますし、そこの中には効率的、効果的に働くということが前提と思ひます。

市役所におきましても、毎週の水曜日がノー残業デー、言うなれば定時退庁日でありまして、私も8月の末にちょっと全体的に巡回してみました。やはり2割前後の職員が残って残業しておりましたので、一言声かけて、翌日に回せるものは回してくださいと。そしてまた、家庭を大事に早く帰ってくださいよというふうなことを言いました。

そのために、日ごろからその職場の中でどうしたら効率的に仕事ができるのか、あるいは1人だけに集中するんじゃなくて、それをバランス的なものを含めてやっぱり検討、研究すべきことだと思ひしております。ぜひともより働き方の改革を進めるという意味では、率先してこの市役所内部から展開する必要があるというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） ぜひお願いをしたいと思ひしておりますが、人材育成の基本としては、OJT、OFF-JT、自己啓発、この3本柱です。どこの自治体もこの3本柱を我が市独自でもっとしっかり骨組みをつくりながらアレンジをして、年齢構成に合わせた中でこの人

材育成をやっつけようとしているのが現状で、その根本となるのがこの基本方針であると考えております。その中の人材育成の一つの大きなツールとしてあるのがこの人事評価制度というものが新しく入ってまいりました。このことはまた後ほど質問いたしますけれども、業務についての効率化、先ほど副市長からご答弁ございましたように、じゃあどうすれば効率化、また仕事の改善につながるのかといったところを1つずつちょっと提案させていただきたいと思っ
ているんですが、これは平成17年の基本方針の中にも幾つか明記されていたものなんですけれども、まず先ほどの部長の組織内の情報共有とか仕事のスピード感について、ちょっと劣っているというような見解もございました、アンケートの中から。であるならば、ここをじゃあ重点的にやらなければならないということなんでしょうけれども、例えば係の中であるとか、課の中であるとか、ジョブローテーションというような言い方をすると思うんですけれども、仕事の内容を共有するような今例えば一つの係の中でのこの仕事しか私は知らないんですよ、だから自分はここが終わったら帰りますけれども、ほかのところはわかりませんというようなことになっているのか、それとも係の中の人たちは大体どの業務もかわってできるような今状況であるのか、教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） その部署、部署によって専門性がある部分の部署もございます。課の業務も全ての人が全て同じレベルでこなせるかということ、そうでもないところもあります。専門化しているところもありますけれども、じゃあその専門化している一人が休んだらどうなるのかというような問題もございますので、そういったものにつきましてはやっぱり課全体、係全体で対応できるような職員の育成が必要であるというふうに思っています。ある程度その効率性も含めて兼ね備えて、そういったところも検討していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） この業務の効率化の改善の中で一番大事なのは、課の中で、あるいは係の中で、あるいは部の中で問題や課題とかを洗い出しながら、組織ごとにきちんと全体的な会議を持つとか、そこに対する改善点を見出していき、それに対して部署内でもいいですし、全庁的でもいいんですけれども、若手職員がプレゼンテーションをするぐらいのそういった改善策と一緒に人材育成にもなるような、そんな方策をとることも必要ではないかなというふうに、これは提案をさせていただきます。それができて初めて、この前市長がおっしゃっていましたが全庁的な横断的な人材育成ということでプロジェクトチームを立ち上げるという形になると思うんですが、まずは我が課、我が係、我が部署内で問題提起を行いながら、業務の改善、効率化、こういったことが行えて初めて次のステップに行けるのかなという気もいたしておりますので、ぜひこのことをよろしく願いいたします。

それともう一つ、モバイル端末を出先で使って、相談業務であるとか、検査業務、こういっ

たものが今あるんですけども、このモバイル端末を使って仕事の効率化を上げていく取り組みについてはどうお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） モバイル端末をどこで使うかというような話なんですけれども、例えば相談業務、保健センターとか包括支援センターとかの訪問相談が多い現場から出たことではないかというふうには推察をいたしますけれども、また予算とか、あと情報セキュリティー等の課題、そういったものも含めながら、その有用性等も含めながら、ICT推進全体の中、今後議論をしていかなければならない課題だというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） 二度手間にならないということが一つの大きなポイントになると思いますけれども、そこでできる仕事はそこでやるというような、これだけの今ICT化が進んでいますので、そういった方策がないのかどうかであるとか、また会議の運営の合理化ができないのかとか、資料作成がここまで要するのかとか、全庁的な業務改善の取り組みを促すことも必要ではないかと思ったり、また職員の事務改善やコストに対する意識を醸成して業務の効率化につなげようということであれば、全庁的に打ち出すこと、そして部署内でやるべきことを明確にすることが必要だと思いますが、この点については、市長、いかがでしょう。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。今までの議論をお聞きしておりまして、私自身も7カ月余りになりましたけれども、私自身がまず1年間のまだ全体の仕事の状況を見れていないこともありまして、職員のさまざまな動きについて全て把握できていないところもまだ多々あるなあとということを改めて反省点として感じたところであります。

その上で、今回副市長も福岡県職員出身でありますし、教育長も女性の視点から、また教職の現場からという視点もお持ちでありますので、また民間、私も民間出身でもありますし、そうしたさまざまな外部からの材料なり、情報というものとの交流をしっかりと行うことによって、先ほど議員ご指摘の無駄のない、二度手間にならないような、またコスト意識を持った市の働き方、こうしたものを新たにこの太宰府市の市役所の風土として植えつけていきたいと、そうした思いであります。しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） ぜひ業務の効率化、そして個々にコストの意識を持つこと、これこそが一番大事な市長おっしゃるようなこの行政改革の中の大きな部分であると思います。その中で問題提起をしていくという主人公というか、主役が若手職員であり、職員から自発的にこのコスト意識について提案があるということが本当に理想な、人材育成も含めた業務改善ではないのかなというふうに考えています。

ではそしたら、その人材育成の中の評価をどうしていこうかということなんですけれども、

新しく設けられましたこの人事評価制度の中では、冒頭申しましたけれども、その人の能力に合わせた形で公務員法の改正の中でも既に職員の任用または能力の事象に基づいて職員が職務を遂行するに当たった能力、また上げた業績によって人事評価を行って、任用、給与、分限、その他の人事管理を基礎とすると。いいも悪いも、要するに昇級も降格もというようなことも含めてなんでしょうけれども、この点についてはまず勤勉手当の反映から考えていきながら、徐々に検討する必要もあるのかもわかりませんが、能力主義であるということと、そこだけに走ってはいけないというこのバランスの問題も非常にあって、このことについては大変検討が要ると思うんですが、ただ、今人材育成基本方針の策定の中での委員会では、このことを明記するかどうかというのは恐らく市長決裁にも当たるようなことにもなると思うんですが、これは市長の考えとしては明記すべきだと考えますか。私はこれはもうしっかりと明記しないとイケないと思っていますが。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 今の時点で確たる答えを断言できないところもございませうけれども、今までご指摘がありましたように人事評価制度の中で、やはり非常にそれぞれの部内、課内、係内で仕事のあり方も異なるところもあるでしょうし、人の評価というのはやはり一番難しいことありますので、どうした点を明記するかというのは今後慎重にも慎重を期して考えてまいりたいと思っておりますが、一般論としても、職員が先ほど来ご指摘のように、全体の市の目標を決める中で、それに応じて仕事をし、そして結果を出せているかどうか、そうしたことをやる気を持って引き出すためにも、まずは執行部、私自身も市としてのあり方、例えば先ほどのコスト意識の中でこの財政をいかに安定させるかであるとか、そうした数値的な目標を決めるのであるとか、そうしたことを全体の目標をやはり決める中で、個々の職員のあるべき目標を達成できるような、そうしたあり方をまず決めた上で評価制度を決めていくということが本来の形であろうと考えております。お答えになっていないかもしれませんが、そういう問題意識を持っております。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） ちょっと違いまして、人材育成基本方針の中にこの人事評価制度の地方公務員法できちんと改正があった分を明記するか、しないかという質問だったんです。もちろん人事評価のあり方については、もうこれは決まっていることがあるんですね、市長。何かというと、もう能力の評価と業績の評価になっているんです。本市としては5段階で絶対評価を採用されています。このことについて、もう始まっているんですけども、これは試行として今から改善すべきところもあると思うんですけども、この評価の仕方、さっき市長おっしゃってくださったように、やはり能力主義であって、しかしながら納得性が必要である、お互いに。評価する側もされる側も納得をして、次のステップに進めるようなシステムになっているかどうかというところがこれから問題になってくるわけなんです。そのことを少し質問させていただきますけれども、先ほど申しましたこのある識者によれば、人事評価には選別の

論理というのと育成の論理という2つの側面があるそうで、前者の選別の論理というのは、評価を昇級や昇格や給与や、または分限処分などに反映させることでの動機づけ、こういったことを選別の論理というふうに、それから育成の論理というのが、能力や仕事ぶりを評価して、それを被評価者、要するに評価される側、部下のほうにフィードバックすることができて、職員的能力開発を促す間柄であるようなそういう効果をもたらすような評価になっているか、この2つの側面があるということなんです。この中で大事になってくるのは、面談をされながら、この上司と部下が、評価者と被評価者がコミュニケーションとっていくというようなことなんです、本市はどういうふうなやり方をされているのか、このことについてちょっとご説明ください。

○議長（橋本 健議員） ちょっと待ってください。

傍聴者の方にお伝えをいたします。

帽子を議場内ではおとりいただきますようよろしくお願いいたします。前列の方でございますが。

回答をお願いします。

総務部長。

○総務部長（石田宏二） 人事評価の目的といたしましては、先ほど言われました選別と能力、実績に基づく人事管理の徹底をした人材育成、どちらかというところの人材育成のほうに重きを置いているというところもございます。太宰府市の人事評価のシステムの流れといたしましては、大体年度当初に当初面談を行いまして、そこで目標設定を行って、また9月、10月で中間面談というような形を行っているところでございます。そして、最終的には2月、3月ぐらいで最終面談をして、人事評価を決定づけるというような形になっておりますけれども、面談時間としては15分から長くて30分というところもございますけれども、そういった回数が当初面談と中間面談、最終面談の3回だけで足りるのかというところもございます。常日ごろからのコミュニケーション、部下と上司との間のコミュニケーションをとることが肝要ではないかというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） 一応今ご回答いただきましたけれども、その面談時間なんですけれども、総務省の人事評価に対するアンケートが出ておりまして、その中に面談時間の少なさであるとか、面談回数であるとか、そういったものと満足度、納得性が比例するというふうに出ておりまして、上司によるアドバイスの不足とか、納得性または満足度も低いというのが5分から15分、5分未満というような時間、要するに15分ぐらいでは足りないですよというようなことなんでしょうけれども、この面談ということのやり方についてもしっかりと人事評価を育成中心に考えるのであればやっていくべきであるし、また一番の目的は、市民が納得する職員をつくり上げなければならないわけですので、評価する側も評価される側も市民も納得がで

きるような人材育成のための評価ですので、ここはしっかりとつくり込んでいただきたいと思いますし、また評価する側への研修、これもきちんとしたものもルールがありますけれども、これに対して評価する側も透明性を持って、また平等性を持って、また私情が入らないようにということで研修の必要性もありますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 人材育成と人事評価の連動ということでもございますけれども、この件につきましては労使で構成をいたします人事評価の制度の検討委員会というところでこの制度の検証でありますとか、現在つくっておりますマニュアルの見直し等を職員アンケートの分析等から考えて、そういった制度の検証、マニュアルの見直しを今後も引き続き行っていくというところで考えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） 市民からの多様な問題もたくさん今抱えている方たちも、特に福祉分野の方たち、福祉分野での相談も増えてはいますが、さまざまな公共サービスが的確に、そしてわかりやすく市民サービスができる人材育成等お願いをしたいと思います。

2点目の職員の再任用についてなんですけれども、この退職された方たちの再任用について、例えばこれは再任用の方を今までの経験であるとか、能力であるとか、こういったものをもう少し活用するために、役付で若手職員の相談、サポーターというような役目もあるんでしょうけれども、何か一緒に働く上でも退職をされた先輩への関係、また再任用として入ってきた本人との関係もなかなかちょっと働きづらさとかも今あるのかもわかりませんので、きちんとした役付という形で責任と責務とポストを与えて能力を発揮していただくというような、こういうことはできないんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 現在の再任用職員は、職位といたしましては主任主事という職位で雇っておるところでございます。

議員ご提案でございます職員の例えば部課長経験者などで新任課長あたりのサポートをするというようなご提案だろうとは思いますが、こういった豊かな知識でありますとか経験を伝承していくというところは十分理解をいたすところでございます。ただ、ポストの数でありますとか、あと指揮命令の系統の問題、あと中間職員のモチベーションの問題等々、数々クリアすべき課題は多いものというふうに思っております。既に再任用役職者の導入を検討しておられます先進地もございまして、そういった状況を調査するとともに、定年延長の問題も今取り沙汰されているところがございますので、その動向も見ながら調査研究をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） この再任用の方の力というのはやっぱり非常に重要になってくると

思いますので、特に継承、さまざまな専門知識であるとか、経験の継承という部分では大事であると思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

3点目の会計年度の任用職員についてのこれから議会にも条例の改正等の上程がされると思うんですが、これからのスケジュールについて教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） まず、スケジュールでございますけれども、臨時嘱託職員の現状把握、まずここから始めていくというような形になります。毎年予算編成の過程で臨時・嘱託職員、人件費の要求を行う課につきましては、業務の必要性でありますとか、あと内容、量、人員等、細かくヒアリングを行っているところでございます。今年度も予算編成作業の時期に合わせまして、そのヒアリングを実施していこうというふうに考えております。

今後は、国、県からの通知でありますとか、説明会の内容を参考に、職員団体との協議とか、また近隣市との勉強会なども行っておりますので、適宜そういったところと連絡をとり合いながら制度設計を図ってまいりたいというふうに思っております。

また、関係例規の整備等も必要でございますけれども、来年の6月か、遅くとも9月までには議会へ上程する方向で現在検討いたしておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） この会計年度任用職員制度というのも、本当に財源を伴ってくるような中身にもなっておりますし、適正な人材配置等、また組織の安定化というところで考えたときに、このことを契機にしっかりともう一度組織の構築をしないといけないのではないかなというふうに私も感じているところなんですけど、特に今回のこの2020年からパートもしくはフルでの任用職員というふうな形で非正規の職員さんたちが全て移行していくわけですので、そこには毎年毎年の評価も入り、そしてインセンティブも入ってくるというような形、またこの雇い方の中で、今地域包括支援センターのことを何回も言っていますけれども、民間委託への考え、そして東小学校の給食センターについてもそうなんですけれども、一つ一つ民間委託でできるものはきちんと効率化、また仕事の業務が市民にとっていい方向にいくということの条件を持って考え直していきながら、コストを削減して、きちんとした人材を確保していくというこれが大事になってくるわけなんですけれども、特に地域包括支援センターというのは、太宰府市だけが直営でいるわけの意味は私は全くないと思っていますので、早い時期に民間委託をお願いしたいというふうにも考えています。

市長にお伺いをいたしますけれども、この会計年度任用職員の制度をこの中から本当に今専門職とか技術職とか、正規で採用して、きちんとしたポジションで、10年スパン、20年スパンで太宰府市で頑張ってもらわないといけないというようなそんな採用の仕方もやっぱり必要になってきていて、正職の採用を物すごく落として、非正規の採用がこれだけのパーセントの大体30%から40%の職員の中で今働いてくださっている。こういう構成の中から正規職員の採用

の考え方について、これから何を持って考えないといけないかというところを、市長、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 非常に難しいご指摘でありますけれども、今回そのような新たな会計年度任用職員という制度が始まるに当たって、正規と非正規、また技術的な専門性を持っている方々、そうした方々をどのように採用していくかということは非常に難しい観点であろうと思います。私自身、今の時点でこれも確たる答え、なかなか出せていないところありますが、やはり20代で新卒で入ってくるさまざまな有能な、将来に対して希望を持って、また市民に対する奉仕の思いを持って、やる気を持って入ってくる職員が10年、20年、30年と勤める中で、非常に大きな専門性なり、そしてノウハウを持って活躍してくれる、そうした職員を育てていくことの重要性も感じておりますし、その一方でやはり専門的な技術なり、そうした知見を持った方をこうした形で新たに中途でも採用して、そうした方の能力を生かすなり、そのベストミックスというのはなかなか答え出せないところでもありますけれども、しかし時代に応じた市民の皆様の要請としては、今までのような生え抜きの職員ばかりではなくて、専門的な、そして外部のさまざまな経験を積んでいる方を積極的に任用していくことの重要性というのはむしろ増しているというふうに感じておりますので、そうした観点を持ちながら、今後の職員の人材の適正配分については考えてまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） 先ほど1項目め、2項目め、3項目め、トータルで考えましたときに、やはり市民目線でどうあるべきか、この総人件費をこれからどう抑えながらサービスの提供の質を上げていくのかということを重点に考えていただきたいと思っております。それがまずもって市長がおっしゃるこの第3のプランであると私は思っています。

最後にお聞きをいたします。4項目めの電気料金の削減についてですが、私はまだこれはあと1.5倍、2倍は削減できるというふうに思います。ご答弁いただきましたように、この入札のやり方、また前向きな回答をいただきましたので、質問するということは余りないんですけども、1つお聞きしますが、削減率で庁舎が11.5%、ちょっと低いんですが、これは何か原因があるんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 施設ごとに電力需要というのが違ってまいります。負荷率とか、それから例えばガスでピークカットをしているとか、要するにそこら辺の問題がございまして、個別的な特性がございまして、それぞれ違ってまいるというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） 今回は電力の問題、電気料削減で、今でも2,400万円削減できて、これを有効にどう使っていくかというのも一つ大きな問題がある。これをもっと削減ができる

ということは絶対私は可能性があると思っていますので、ぜひやっていただきたい。

それと、それ本当に行政改革の中で無駄を省きながら超成長戦略というようなことであるならば、例えば市の市有地が今維持していただけてもお金がかかり、また逆に市民にも迷惑をかけている土地もたくさんある中で、やはり活用もしていかなければならないことは何か検討ができないかとか、さまざまな角度から第3のプランの中で超成長戦略に行く前の段階でしっかりと市長のほうには検討していただいて、削減できるものは削減し、また超成長戦略として大きな事業として持ってこれるものは持ってくるというバランス感覚を持って、どうぞ市政をリードして行っていただきたいことを願ひまして、一般質問を終了いたします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員の一般質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔14番 長谷川公成議員 登壇〕

○14番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました災害時の行政の対応とこれからの対策について質問させていただきます。

今年の7月6日、7日にかけて記録的豪雨に見舞われ、この間、本市の総降雨量が460mmを超えたと聞き及び、何百年や何十年に一回どころではない、またかという思いでこの異常気象に悩まされております。この異常気象が想定外のため、過去の経験が生かされず、各地で大災害が起き、亡くなられた方もいらっしゃるというのは本当に残念で悲しいことです。この場をおかりしてご冥福をお祈り申し上げますとともに、災害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

本市においては、ここ数年、台風の直撃がないため大災害に至っておりませんが、過去の経験を生かし、市民の生命、財産を守るべく、常に緊張感を持って協議等を行い、避難所の開設や防災無線等、適切な対応や指示がなされるような準備が必要と思います。

それでは、質問に入ります。

まずは民地と公有地の対応について。

7月6日、7日の豪雨の際、民地から公道に土砂等が流失した箇所がありました。行政としてどのような対応を行ったのか、お伺いいたします。

次に、民地と民地の対応について。

大雨等で民地から隣接する民地へ土砂等が流れ込むケースがあります。民地同士の場合、行政としてどこまでかかわるのか、市の対応をお伺いいたします。

また、空き家等で連絡がとれない場合は行政としてどのような対応をするのか、お伺いいたします。

最後に、高尾川の拡幅について。

今回の豪雨で高尾川の周辺が田畑を初め広範囲に水没しておりましたが、過去この質問において、平成31年には筑紫野市の下流域の拡幅が終了すると聞き及んでおりますが、この拡幅工事の進捗状況と本市市域内の高尾川の拡幅を行うのか、お伺いいたします。

以上、1件3項目について質問させていただきます。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） まず、1項目めの民地と公有地の対応についてご回答いたします。

民有地が災害を受けた場合においては、災害後の処理、対策を所有者が土地の管理行為として行っていただくことが原則でございます。しかしながら、民有地から道路や河川など公共施設への土砂の流入などについては、道路の通行確保や危険除去のため、土砂の撤去を行うことにしております。

今回の豪雨災害におきましては、民有地が崩落し、道路や水路に流入しました土砂や倒木につきましては、道路、水路の管理者として道路や水路の機能を早急に回復し、市民生活の安定を図るため、管理者において土砂等を撤去いたしましたところでございます。また、崩落したのり面が不安定である箇所や通行の多い箇所におきましては、そののり面の下側に応急的な土どめを施したところでございます。さらに、堆積している土砂や流木による2次的な被害のおそれがあると判断し、民有地に堆積している流木や土砂の撤去を行った箇所もございます。

次に、2項目めの民地と民地の対応についてでございますが、民有地から民有地への土砂流出については、先ほど述べましたとおり、所有者に対応していただくことを原則といたしております。ただ、空き家等で連絡がとれない場合で、これも2次的な被害のおそれがあると判断したときには市で対応することも考えられますが、所有者に対応していただくことが原則であるというふうに考えております。

なお、民有地に適用できる災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業でありますとか、治山事業などについては、一定の条件がありますが、県事業になるということもございますけれども、可能な限り要望をしてみたいというふうにこのように思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 3項目めの高尾川の拡幅につきましては、私からご回答申し上げます。

高尾川の拡幅は、地域の生活の安定を図るためにも最重要課題の一つであると認識しておりますけれども、河川は下流側ほど断面を大きくする必要がございますことから、まずは下流の筑紫野市側の拡幅整備を先に実施する必要があるというふうに思っております。議員がおっし

やったように、現在、県において、平成31年度までの計画で、筑紫野市二日市地区で高尾川床上浸水対策特別事業として高尾川地下河川築造工事が着手されており、計画どおりに事業は進んでいるというふうなことを確認しております。

この県事業完成後は、同じく下流側の断面を拡幅する事業として、御笠川の吉松から大野城市の筒井橋までの拡幅に関して以前から県へ強く要望しておりまして、引き続き事業着手に向けた取り組みを行うとともに、高尾川の上流に関しましても県へ改修等の要望を行ってまいりたいというふうに考えております。

なお、市としましても、平成25年度には緑台公民館横の調整池、平成28年度には青山三丁目の調整池、平成29年度には太宰府東中横の調整池をそれぞれしゅんせつしており、高尾川への流入調整をしております。今後も市、県あわせた対策を実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

まずは1項目めからいきますが、民地と公有地の対応についてです。

今回の7月6日、7日の集中豪雨で土砂災害、民有地から公有地に土砂が流れ込んだ。その後撤去したという件数は大体何件ぐらいございましたか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 私どもで把握している件数で、土砂の流出自体が29カ所ございまして、そのうち民有地から公有地に土砂が流出したというのは15カ所ということで確認をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 29カ所か。結構多いような気がするんですね。私、次の日天気がよくなったんで、自転車等で回ったら、ちょうど太宰府東中学校の通学路がまさにそのとおりに民有地から土砂が公有地の道路、流れ込んでいて、適切な対応でかなり早かったように思います、撤去は。ただ、その間夏休み前で、子どもたちがちょっとその通学路を通れなかったものですから、車両進入禁止とかなっていたものですから、かなりちょっと坂を上って、重たい荷物を持ちながら、そういった姿を見ていて子どもたち大変だったなあというふうに思ったところでございます。対応早く、その後雨が長く続かなかったため、その解除もすぐ解けたように思います。本当にそういった対応は評価いたしておりますので、今後とも速やかな対応をよろしく願います。

1項目めはちょっと確認したかったんでこれで終わりますが、2項目めなんです、総務部長のほうから、治山事業や、ちょっと長い言葉でなかなか聞き取れなかったんですけども、災害関連対策事業というのがあるというふうにおっしゃられたんですが、これはどういった事

業か、ちょっと詳細な説明をお願いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今回の豪雨災害、特に7月6日、7日を挟んだ7月前後の豪雨とか台風に関しましては、全国的に激甚災害指定を受けております。そういったものを受けまして、民有地に適用できる事業といたしまして災害関連地域防災がけ崩れ対策事業というのがございます。通称地がけ事業というそうでございますけれども、これが認められるということになりました。この地がけ事業というのは、民有地で起こった崖崩れののり面の対策工事になりました。その崖崩れの要件といたしましては、その崖崩れの斜面の高さが5 m以上、それと崖崩れから保全をいたします人家戸数が2戸以上4戸までなどというような採択の要件というものがございます。現在、こういった採択の要件に合致するような場所につきまして、市内6カ所を私どものほうは選定をいたしまして、現在その申請をする準備を進めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） この事業に関しましては、お互い民有地対民有地じゃないですか。そのときに例えば市のほうにこういったのり面の土砂が崩れていると。そういったところで市民の方から連絡があって初めて認定、そのときに行政の方が見に行かれて、それでどうなのかって、そこで判断されると思うんですけども、これはないかもしれないですけども、今現在総務部長6カ所と言われましたけれども、それ以上市内に、まだ連絡が来てないとか、そういったところで確認できていないところは、今の現時点でいいんですが、ございますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 市内をくまなく私どものほうも調査をいたしておるところでございます。現在この要件に合致する箇所としてはこの6カ所というようなところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 今回、先ほども申しましたけれども、自転車で回って、やっぱり崩落している土砂が、民有地と民有地なんですけども、1回じゃなくて前回もこういったことがございまして、要するに大雨のときに上の団地から下の団地に雨水がどんどんどん流れ込んで来て、それも原因の一因だと思うんですが、その大量の水がのり面のほうに流れ込んでいって、一気に崩落してくると。実際、その下に住んである方は、今回ちょっと柵がその土砂で押し潰されたりとかしてあるんです。本来であれば水が少なければ、民有地の中に側溝が通っていきまして、そっちに流れていって排出されるようになるんですが、余りにも雨量が多かったために、そこでも吐け切らずにのり面のほうに行くと、土砂が崩れてきて、実際土砂が崩れてきたもんですから、その側溝も全部埋まってしまって、結局その下の団地に住んである方が自分たちで撤去しないといけないということになって、これ本当1回目じゃなくて、もう私も前回

もあったんですけども2回目ということで、非常に困ってありました。そののり面には大木があって、やっぱりもう大雨のたびに削られるものですから、ちょっと根っこか見えて、非常に危険な状態で、連絡を受けたときにも行ったんですけども、ちょっとやっぱりこれはもう切ってもらわないかんとということで、相手方に連絡するんですけどもなかなか連絡がつかないということで、非常に困惑されていました。

こういった治山事業や災害関連緊急傾斜崩壊対策事業等あると今回答を受けましたが、こういったときにこういった事業があるというのは、やはりのり面が崩落したとか、土砂災害があるとか、民有地同士、そういったときに適用できるというふうには部長の説明でわかったんですが、ほかにもっとそういった事業が、県の事業や国の事業で何かございませんか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 先ほども答弁申し上げましたけれども、この地がけ事業というのは、特に今回激甚災害を受けたというところが一つの要件でございます。

それと、先ほど申し上げましたように、要件が5m以上ののり面とかというようないろいろな要件がございまして、そしてまた最終的にこの工事を施工した後にその部分を市に寄附をするだとか、いろいろな要件がございまして、そういったものをクリアしたもののだけがこの対象というような形になりますので、それ以外のものについては現在のところないというようなところでございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） その事業に認定されれば、例えば撤去の費用が一部出るとか、大木が危険なんで切っていただけるとか、そういったことにも適用されるんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 大木を切るとかというようなところではございませんで、防災ののり面を保護する工事、例えば間知ブロックをつくるだとか、L型擁壁をつくるとか、そういったものに対して国の補助が10分の5、県の補助が10分の4、あと10分の1が市の持ち出しというようなところでの部分になってくるというような事業でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） わかりました。ありがとうございます。

こういった事業、認定されるというんですけども、やはり県の事業なんでそういった条件になかなか合わないところもあると思うんです。市では事業に認定したとしても、県のほうから認定されないといったこともございますので、市としても今後独自のそういった危険箇所には常に注視していただいて、いきなり民有地ののり面が崩落してきて、例えば何百万円もかかるっていったときに、持ち主はなかなかいきなり何百万円払ってきれいにしろったって、なかなか難しいと思うんです、突発的なこういった災害においては。ですから、市のほうとしてもそういったところをマークしておいて、もしその事業の認定が受けられない場合は、全額とは言いませんが、ある一部の補助等は今後検討していかなければならないのじゃないかなと

私は思うんです。

空き家の件に関しましては、これはもう本当素朴な疑問で、空き家が例えば隣接しているところであって、台風等とかそういったところで瓦が飛ばされて、自分のところの——例えば昔あったと思うんです——車に被害があるとか、そういったときに全然隣の人に連絡がとれんと。そういったときに行政の対応としては、例えばその人に連絡をしてもらうとか、空き家ですけれども。今後、空き家がもし増えてきた場合、こういうことが、私、増加してくると思うんです。例えば、今回7月の豪雨で被災した広島県や岡山県の自治体のホームページを見てみると、撤去範囲や被災状況の要件を設けています。豪雨により流出した宅地や土砂の撤去を自治体が行っているところもあります。本市においては、今後高齢者が増加することが想定されます。豪雨による土砂の流入した場合に、高齢者だけでは土砂撤去できない場合も発生すると考えられます。ですから、こういったことを踏まえた上で、市としては今後どのように考えていかれるのか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今回の台風の部分でも、空き家ですか、所有者がわからないところのトタン屋根が剥がれて飛ばされそうになったというような事例がありまして、その件につきましては警察等と一緒に、こちらのほうで撤去したというようなところもございますけれども、また議員がおっしゃいます7月の豪雨災害において、甚大な被害が出ている自治体において、そういった多量の土砂や流木の堆積により人力で撤去が無理な箇所について、自治体が所有者にかわって宅内の土砂の撤去を行っていることは私どものほうも承知をいたしておるところでございます。

民有地につきましては、所有者が災害処理を行っていただくことが原則とは申しましても、その災害状況でありますとか、あと被災状況、被災者の状況、あと復旧方法を総合的に考慮しながら、市で撤去すべきかケース・バイ・ケースでそこら辺のところは判断することになるかというふうにも考えておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） よっぽど今回の西日本豪雨災害のように本当に大変な、もう国が指定するような激甚災害だったらあれですけれども、実際今回豪雨です。けが人等々は出ていませんけれどもこういった災害で、例えばせつかく地域コミュニティって言っている中で、その近隣住民同士がいがみ合わないといけないと、そのようになったらもうコミュニティも何も成立しなくなりますから、そういったところでは市としても今後対応策が私は必要だと思いますので、空き家対策事業の中にそういったことも含めていただいて、今後地域コミュニティが崩れることのないような対応をぜひともお願いしたいと思います。

それでは、2項目め終わりました、3項目めですが、高尾川の過去にも二、三度質問させていただいたと思うんですが、平成31年度というのは、平成31年度中ということは平成32年3月



というふうな事業で認識していいのか、それとももう平成31年度の例えばもう夏ぐらいには終わると。県のほうとそういった打ち合わせ等々されていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 県のほうと協議といたしますか、私ども、やはり県事業の担当の課長、係長を建設課内に設置していただいていますので、県事業については逐一といたしますか、日々打ち合わせ等々はさせていただいているんですが、今回の事業につきましても、確認をしたところ、平成31年度末に一応完成するというので事業は進んでいますけれども、ただこの事業につきましても、いろいろなアクシデントじゃないですけども、どうしてもやっぱり工事が大きな工事ですし、総事業費が78億円とも聞いていますので、そういう事業ですので、私どもとしてはまたそういう進捗状況を確認しながら、また議員の皆様や市民の方のほうにもお伝えをしていきたいなというふうには考えているところでございます。あくまでも予定といたしますか、この事業が平成27年度から平成31年度までという5カ年の事業でございますので、その完成に向けて努力されているという確認はしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 都市整備部長のご答弁でもございましたとおり、いろいろな調整池があって、例えば太宰府東中学校の横の調整池というのは恐らく高雄公園の、ちょっと認識違うかもしれないですけども、グラウンドだと思うんです。あそこ、毎朝高尾川見るとき、例えば大雨降った次の日あたりにその調整池でうまくされているんでしょうね。晴れた日に逆に水がたくさん流れてくるとか、そういったのはよくもうわかっているところなんです。ただ、1つ懸念しているところは、確かに拡幅工事ありがたいですよ。実際高尾川、余り水が流れていないんですね。ですから、拡幅工事が終わった後に、その高尾川の水量がどんどんどんどん日ごろの水量が減って行ってしまって、子どもたちの通学路なんで、子どもたちがよくコイがおるとか、魚を見ていたりしているんです。何かそういった生き物もいなくなっていくのかなあと考えると、正直なところちょっと寂しさも感じます。

この拡幅事業によって恐らく今回あった例えば田んぼとか、高雄区内にある田んぼや畑に、大体あれが受けになって、恐らくそこまで道路のほうには氾濫しないのかなというふうに分の中では認識しているところではあります。ただ、水没するところが高雄区は決まっていて、高雄交差点の高雄中央通りといたしますか、あそこのパチンコ屋さんの横、詳細に言うと、あそこが水没するんです。あそこも高尾川が拡幅することによって、その水没はなくなるのかどうか、ちょっと教えてください。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 私どもとしては、県とまたお話をする中で、今拡幅が終われば、あそこの高雄中央通りの交差点の水没は解消できるというふうに私どもは考えて、事業を見守っているところでございます。

また、平成31年度に事業が完了したときには、そういうところ、特に平成31年度の出水期と  
いいますか、梅雨の時期にはそういうところをきちっと検証しながら、私どもとして、市とし  
てどういうことができるかということは考えていかなきゃいけないかなというふうには思っ  
ておるところでございます。

それとあわせて、先ほど言いましたように、その高尾川の次は御笠川の拡幅ということ  
も要望していますので、そういう事業を見ながら高尾川の改修等々は考えていく必要はあるか  
というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） そうすると、あの高雄中央通りにあるその管というか、あれは高尾  
川には直結しているんですか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 高雄中央通りのあそこにつきましては、県道がございますよね。

県道を横断して、国道3号の横にある側溝に流れ込んで、そちらからためますで受けて、実は  
3号線を横断しているんです。ですから、直接というよりも、横断の管は60cmの管が国道3号  
を横断して、それから筑紫野市側を流れて、それから高尾川に流れ込むという形になっている  
ところでございますので、今後、先ほどちらっと私言いましたけれども、筑紫野市側に流すの  
か、そのためますまで持って行って、それを直接太宰府市内の中で高尾川のほうに入れるのか  
とかというところは、今後、先ほど申しましたように、高尾川の拡幅が終わるころに、どうし  
ても川というのは太宰府市だけではなくて筑紫野の市域にも流れていますので、太宰府市だけ  
じゃなくて筑紫野市のそういう工事の後とか、川の上がり方というんですか、大雨が降ったと  
きに増水する状況などなどを見ながら、私どもの太宰府市としての工事もしなきゃいけないと  
いうふうには感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） おっしゃられるように、確かに太宰府市だけの問題ではなく、やっ  
ぱり他の自治体とも協議しながら進めていかないといけないというのは十分わかりました。

今回の質問なんですけれども、やはり想定外の災害が、今回の北海道で起きた地震もそう  
ですけども、急にいつどこで何が起こるかわからないような本当にもう異常気象等大規模災害  
が起こっていますので、行政の皆さんには常日ごろから緊張感を持ってそういった協議を行  
い、対応していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで11時50分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時38分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時50分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8 番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔8 番 木村彰人議員 登壇〕

○8 番（木村彰人議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件、地域の防災力を高める自主防災の取り組みについてと、現在進行中のまち・ひと・しごと創生太宰府市総合戦略について質問いたします。

まず、1件目の地域の防災力を高める自主防災の取り組みについてです。

平成30年7月豪雨は、西日本各地で甚大な被害をもたらし、今なお復旧活動が続くとともに、多くの方が避難所生活を余儀なくされています。昨年のこと、福岡、大分両県に甚大な被害をもたらした九州北部豪雨災害は、くしくも前年の同じ7月のことでしたが、去年、今年と連続発生した豪雨災害は偶然ではありません。改めて過去の豪雨災害の記録を振り返ると、毎年日本のどこかで豪雨災害が発生していることに気づきます。次に甚大な豪雨災害が発生するのは太宰府市かもしれない。

さて、7月豪雨では、本市の全域に避難勧告、20の行政区に避難指示が発令されるほど緊迫した状況でした。その際、公助としての行政、共助を担う自治会、そして自助の市民はどのように判断、行動したのでしょうか。そこにこそ公助、共助、そして自助としての防災力の向上につながる改善のヒント、気づきがあると考えます。そこで、7月豪雨災害の対応状況に関する公助、共助、自助における検証結果について伺います。

災害が発生した直後の発災時は、共助と自助の働きである自主防災が災害対応に有効であると思われませんが、ともすれば行政の公助力の限界から、共助と自助に過度に期待、依存することにもなりかねません。発災時の共助、自助の自主防災力を高めるためには、やはり行政の公助の役割が大きいのではないかと考えます。そこで、自主防災を推進するための公助、共助、自助の役割と課題について伺います。

次に、2件目の現在進行中のまち・ひと・しごと創生太宰府市総合戦略についてです。

政府が地方活性化のために掲げた政策、地方創生は、4年目も半ばに入りました。全国の都道府県、市町村においても、国の総合戦略を勘案しつつ、地方版総合戦略を策定することになっています。本市においても、太宰府市総合戦略を平成28年3月に策定し、各施策、事業が現在進行中と思われます。しかしながら、この戦略の全容がなかなか見えてこない。そこで、総合戦略における各取り組みの進捗状況と戦略の見直し、改訂について伺います。

地方自治体の自主的、主体的な取り組みで先駆的な施策、事業に対して、本年度までに7,200億円もの地方創生交付金が地方自治体に配分されることになっています。この交付金の採択状況は、本市の総合戦略が先駆的であるかの評価指標とも考えられます。そこで、地方創生交付金の採択状況について伺います。

以上、2件お伺いします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 1件目の地域の防災力を高める自主防災の取り組みについてご回答いたします。

まず、1項目めの7月豪雨災害の対応状況に関する公助、共助、自助における検証結果についてですが、7月豪雨災害については、避難指示（緊急）を土砂災害や浸水のおそれのある20の自治会の区域に発令し、残り24の自治会の区域には避難勧告を発令し、400名余りの方が避難されたところでございます。

今回の災害対応につきましては、庁内で三役、部長職による検証会議を行い、反省点や課題を協議をいたしております。その中で、まず公助となる市の取り組みについては、避難情報の発令タイミングが適正であったか、日ごろからの自主防災組織や自治会との災害危険箇所の情報共有が十分であったのか、市民への避難情報の十分な伝達と避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の避難情報の意味が伝わっていたかなどが出されております。

次に、共助についてでございますが、特に土砂災害や浸水のおそれのある地域においては、自主防災組織や自治会において、避難の呼びかけや集団で避難されるなど、一定の災害時の体制はできていたと認識をいたしております。

次に、自助についてでございますが、7月6日9時に避難準備・高齢者等避難開始を発令いたしまして、10時には9名の避難者でございました。10時15分には次に避難勧告を発令をいたして、12時には83名の避難者となったところでございます。さらに、17時20分に避難指示（緊急）を発令した後は、21時30分現在で400名を超える避難者となったところでございます。この結果を見ると、避難者の大部分が災害の起きる状況下で避難が行われたものではないかというふうに考えられます。

次に、2項目めの自主防災を推進するための公助、共助、自助の役割と課題についてご回答申し上げます。

災害時には公助、共助、自助の3要素が十分に機能する必要がある、機能させるためには平常時の取り組みが重要であると考えております。

公助においては、災害時には避難情報の発令や被災者の救助、支援、復旧など役割は大きいものになり、平常時において訓練や防災体制の確立など災害への備えが必要であると考えております。さらに、自主防災組織の未設立の自治会への働きかけや訓練の支援、市民に対しては防災講座による災害への備えの情報提供や防災意識の高揚を機会あるごとに取り組みなければならないというふうに考えております。

次に、共助においては、平常時の自主防災組織における訓練や知識の習得など防災活動の取り組みが必要であるというふうに考えております。

最後に、自助についてでございますが、災害への関心を市民にいかにして知ってもらうか、そして持ってもらうか、早目の避難行動を行ってもらうかが課題となるため、さまざまな機会

において常態化する災害の危険を伝え、自分の命は自分で守ることがまず防災の一步であることを啓発していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） そしたら、市役所行政でよく使われるP D C Aというサイクルで、それに従ってちょっと考えていきたいと思うんですけれども、まずPです。計画ですよ。こちらのほうは平成27年に作成されました太宰府市地域防災計画、これがPの部分になると思います。P D C AのD、これは今回の災害対応はDになると思います。いよいよCなんですけれども、これ1問目の対応の検証という部分になるかと思うんですけれども、今のお答えで、まず公助の部分ですけれども、避難情報の発令のタイミングが適切であったかとか、避難勧告、避難指示の避難情報の意味が伝わっていたかなどが検証会議で出されたということなんですけれども、もうちょっと検証であればそれがどうだったのかということまで言及いただきたかったですけれども。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 避難準備・高齢者等避難開始とか、避難勧告、避難指示、それぞれの条件によって発令をしていくわけでございますけれども、それぞれの避難情報を発令するに当たって、気象情報等を参照にいたしまして、私どももそういった情報を収集いたしまして、その判断を行っているところでございますけれども、なかなかここまでは大丈夫じゃないかとかというようなところも当然その判断の中にはございます。ただ、地域防災計画の中にも土壌雨量指数がこれを超えたらもう出さなければいけないというようなところがございますけれども、そこら辺の基準が、今回発令した上において、それが果たして適正であったかどうか、もうちょっと早く出すべきじゃなかったのかというようなところも兼ね合わせて今後検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） そうですね、もうちょっと具体的に反省点というのが出てくるかなと思ったんですけれども、ちょっと先にいきますけれども、共助、自助についても一定の災害時の体制ができていんじゃないかとか、避難者の大部分が災害の起きる状況下で避難が行われたと考えられますということなんですけれども、ちなみに実際に避難した人数というのが400名程度ということなんですけれども、20行政区に避難指示が出ているんですけれども、その避難対象者に対して400名というのは非常に少ないんじゃないかと思います。20自治会ですと3万人を超える避難対象者、もうちょっと絞り込むと、それこそハザードマップで浸水区域もしくは土砂災害危険区域の方が対象になるのかもしれませんが、それに対して実際の400名程度というのはちょっと少ないんじゃないかと思うんですけれども、これについてはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 一回避難勧告とか、そういった避難指示とかを出した部分につきまして

は、その自治会単位での避難勧告というような形を出しておりますので、議員おっしゃるように、そこに住んである方は数万名というような形になろうかと思えますけれども、市内のイエローゾーンでありますとか、レッドゾーンにかかる部分に居住されている方は、この部分におけば約2,000名というような形になっています。その区域の居住者かどうかは確認はいたしたわけではございませんけれども、その400名ということは約5人に1人が避難されたというような状況になるのではないかというふうに思っています。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） そのレッドゾーン、イエローゾーンの方が2,000名近くというところですが、それに対して400名程度。しかしながら、その2,000名程度の方が避難してきた結果が400名程度かという検証はなさっていないということですが、ここはひとつこの検証は非常に重要だと思いますので、それこそイエローゾーン、レッドゾーンの方がどういう行動をされたのか、避難行動をされたのかという検証を今からでも遅くないのでやってみてはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 住所等で受け付けをしていると思いますので、そこら辺わかろうかと思えますので、ちょっとそこら辺のところを検証してみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） PDCAのCです。Cの回答としてはちょっと踏み込みが足りないというような気がしたんですけれども、今回の一般質問、短い限られた時間ですけれども、PDCAのCとAです。Check、評価と改善というところをちょっと絞り込んで、時間短いですけれどもお話進めさせていただこうと思います。

今回は市長の最初の重大な判断を求められたと思うんです。太宰府市民の生命と財産にかかわる判断をされたと思います。避難勧告、避難指示をされたわけですが、これについては市長自身どのような検証、ご感想、反省があるのか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。私にとりまして、おっしゃるように、市長就任後初めてのこうした豪雨災害に直面をしまして、特に私も昨年の朝倉での豪雨災害などをつぶさに見させてもいただきましたし、東日本大震災直後も参らせていただいたり、そうしたみずからの現場に入る経験はしましたけれども、やはり市長として全体の市民の安心・安全を守るという決断をするということは、また全く異なる経験でもありまして、大変私も厳しい、苦しい、そうした判断でありました。

今まで先ほど来ご指摘、また総務部長とのやりとりの中でも感じましたが、まず今回のCの部分の検証についてであります。当然まだ一度全体集まって議論をいたしましたけれども、まだ

まだ会議だけでは足りない点もありますし、何よりも今回のそうした反省、検証を踏まえまして、今後のシミュレーションの実践に生かしていこうということをこれから随時進めていこうという話でありますので、もう少しその進捗がありましたら、また有意義な議論もできると思っておりますが、いずれにしても今回初めて本市で大雨の特別警報が出ました。気象庁から直接私にもそうした連絡があり、そしてその上で避難指示ということ初めて出ささせていただいた。しかしその一方で、避難指示は出したけれども、その避難所が実際に避難される方の思いに沿ったものであったのか、また自治会などとの連携がうまくいっていたのか、そうしたこともやはりまだまだ至らない点はあるだろうと思っておりますし、また先ほどの避難指示を出した20自治会の中の、いわゆる20自治会ということをお伝えをすれば、その自治会の方全てが避難をすべきなのか、それとも先ほどのようにレッドゾーン、イエローゾーンの方だけが対象なのか、そうした小まめな分け方の必要性なり、実際に私も痛切に反省していますのは、最も全壊をしたご自宅の方自身が、実はそうした避難指示を出しながら避難されていなかった。それに対して声が届いていなかったと。車などで回らせていただいても、やはりあの豪雨の中で聞こえていない方もおられた。そうした実際に我々が発するものと、受け取る市民の方の乖離がかなりあったのではないかと、そうしたことを非常に反省しておりますので、こうしたものも検証なり、今後の見直しにつなげてまいりたいと、そのようにまずは考えております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） もうちょっと端的に言いますと、災害対策本部の本部長として自信を持って避難勧告と避難指示を出せたかどうかだけにちょっと絞ったところでお答えいただければ。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 確信にはなかったかもしれませんが、自信を持って出させてはいただきました。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） もう少しお伺いしたいんですけども、太宰府市の災害対策本部は、三役ほか部長、課長で構成されております。14名で構成されてはいますが、このメンバーの中に災害に対して、もしくは災害時の気象に対してしっかりした知見と経験がある方はどれだけいらっしゃいますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 災害に対する知見とといいますか、一つには、防災専門官の雇用を1名いたしておりますし、これまで培ってきた災害で得た経験をもとに職員が動いているというような形になってこようかというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） そうですね、災害対策本部のメンバーになるのは、特に資格的な要件はないですね。市長も災害避難情報出すのには、市長が何かしら資格とか経験がある必要はな

いですよね。災害対策基本法第60条に基づき避難勧告、避難指示を出すというふうになっていきますので、それは問題ないんですけども、確かに災害対策専門官という方がいらっしゃるということですが、この対策本部の職員のそれぞれの防災に対する防災力というのが非常に、私、問題になってくるかと思えます。今回太宰府市は14名足らずと言ったらちょっと失礼ですけども、14名の中で国、県から来る情報を勘案して、最終的に市長に具申して、市長が判断して避難情報を出すという流れですけども、これだけ少ない職員、対策本部のメンバーの中で重要な判断をするためには、それなりの対策本部のメンバー、スタッフが、それぞれ経験だけではなくて、ある程度具体的な知識に基づいたアドバイスがあってこそ楠田市長が自信を持って災害情報、避難勧告、避難指示が出せるかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。14名、基本的には幹部中心でありますけれども、私が今回特に避難指示まで至る過程の中で、特にそうした意見なり、具申を受けたのは、やはり総務部長、そして防災の課長、そして防災のやはり専門官でありました。そうした中で、特に専門官は自衛官出身でありますので、そうした知見はかなりお持ちでありますし、部長、課長もこれまでのさまざまな本市、また本市外におけるさまざまな勉強なり、そうした情報収集も重ねてきている職員でもありましたので、私はそこを信頼して、最終的に避難指示に至ったわけではありますが、やはり本市にとって初めてのそうした発令でありましたから、これは最後の最後は私自身が責任を持って、先ほど確信と自信という話をしましたが、やはり避難指示を出した後、また雨があの規模で降り続けるかどうかの確信はやはりありませんでした。実際に出した直後からも雨が小降りになって、川があふれたり、土砂が大きく崩れるということは少なかったわけではありますが、しかしそれを明るいうちに出すという判断は私は自信を持って出させていただいて間違いはなかったと、そういうふうに思っております。

そうした上で、実際の本部会議自体が14名で足りるのか、その前の準備、本部会議にかける前のさまざまな私への具申なり相談というものがより必要なのか、そうしたことも少し検証はしていきたいと思っております。いずれにしても、そうした経験を持っている多くの職員なり、そうした専門家もさらに必要であれば、そうしたことも考えていきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 防災に対する経験というのはよくわかったんですけども、もう一つ知識なりをしっかりと身につけた方というのが職員の防災力というところで裏づけになるのかと思うんですけども、具体的に言うと防災士という資格がございますよね。もしかしら防災専門官の方持っていらっしゃるのかもしれませんが、それこそ太宰府市の職員約380名ぐらいでしょうか、その中で防災士の資格を持っている方というのは実際どのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 現在、防災士の資格を持つ職員というのは残念ながらありません。職員の防災力向上のために防災士の資格を取らせるということは重要ではないかというふうに考えておりますので、今後検討課題とさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） これからは提案なんですけれども、6月の一般質問でも一般質問させていただきました。職員の育成方針の中でしなやか研修というお話があったと思いますが、このしなやか研修、職員の提案で研修に行くことも可能という研修内容になっていると思いますが、このしなやか研修を利用して、この防災士という資格を取得させるというのはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 防災士の資格を取るにも数万円かかるというような形もあるかと思えます。こういったしなやか研修を活用して、当然防災士を養成していくということは当然考えられることじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） これは市長にお伺いしたいんですけれども、それこそ防災士をしなやか研修で取っていただいて、その方たちの知見をもとに具申していただくというのは非常に心強いと思うんですけれども、市長のお考えとしてはどうでしょうか、防災士を取らせるというのは。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ご指摘ありがとうございます。近隣の自治体の中でも、福岡県内でも、この防災士取得の助成金がある自治体もあるように聞いておりますし、おっしゃるように、専門官はさすがに防災士の資格はお持ちのようでありますけれども、職員の中でも防災士、ぜひこのしなやか研修なり、その意識が高い職員を取らせるということは前向きに考えてまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） まず、防災士取るためには、費用としては総額で約6万円程度必要なんですけれども、考えようによっては6万円が防災のための基礎的な知識が身につく。それを職員が取っていただくということは、その資格が直接仕事に生かせるということで、6万円高いか、安いかと考えたら、私、安いと思っています。今市長のご答弁の中でもありました。自治体によっては防災士を取らせるための助成金制度があるよということなんですけれども、私もちょっと調べてみたんですけれども、ちなみに助成金制度があるのは全国で337自治体、福岡県内では小郡市、久留米市、古賀市、豊前市、宗像市、宇美町、岡垣町、遠賀町と。まだこれが多いかどうかわかりませんが、近隣市町でもこの制度を設けているところがあるんですけ

れども、これについては前向きに検討されてはどうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほど申しましたように、これは前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） そしたら次に、共助と自助のほうに移っていきたいと思うんですけども、まず避難情報の伝達、発信、こちらがしっかり自治会に伝わり、自治会から避難対象者に伝わったのかということところです。ここら辺についてはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 市内の土砂災害の特別警戒区域に該当する自治会さんについては、当然伝わっているというふうに考えておりますけれども、それ以外の比較的被災を受けることが少ないと申しますか、そういうような地域においては、なかなか避難所をあげなくてもいいんじゃないかというような自治会もございまして、そこら辺のところきれいなには伝わっていなかったというのが反省点ではございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） それでは、自治会といたしても、自主防災組織をつくっている自治会とそうでないところがあると聞いています。44自治会のうちで自主防災組織をつくっている自治会は幾つありますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 自治会のうち31自治会が自主防災組織を設立したところがございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） そしたら、先ほど自治会の動きということでご回答ありましたけれども、この31の自主防災組織の活動、運営状況はどうでしょうか。実力のほどをちょっとお聞きしたいです。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 具体的に避難の訓練を行っているところも当然数自治会あるというふう聞いておりますけれども、31全ての自主防災組織で日ごろからの訓練が全てが全て行われているというようなところまでには至っていないというような状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 本市の地域防災計画を見ますと、自治会には自主防災組織をつくっていくというふうに読めます。まだまだつられていないところがあるんですけども、本市の考えとしては、つられていないところ、これは積極的につくっていただくように、もちろん自主防災組織ですから、自主的につくるのが原則ですよね。市から言われてつくるというより

も、自主的につくるのが原則だとは思いますが、できていない自治会、またできていないけれどもなかなか自主防災組織の組織、ネットワークが広がっていかない、自主防災組織はあるけれども、自治会の役員どまりになっているところがありますよね。この自主防災組織というのを全自治会に広げて、なおかつ自主防災力を高めていくことについては、市としてはどういうふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 議員おっしゃいますように、未設立の自治会があることは事実でございます。私どもも、災害につきましては、豪雨とかそれだけの災害でございませんので、当然地震災害も想定をされるところでございます。全自治会へ、市といたしましては、設立の呼びかけを今も行っているところでございますし、今後それを進めていきたいと。また、その設立に当たっては、私どものほうの防災の出前講座等も活用しながら呼びかけを今後とも継続して行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） これからはちょっと提案の部分です。

自主防災組織でも結構先進的な取り組みをやっているというところで、水城ヶ丘の自治会とかかなり活発に活動されているというふうに聞いております。こういう先進的な取り組みをなさっている自治会の自主防災組織をモデルケースとして、まずここはクローズアップ、ピックアップして、情報発信して、最終的には44自治会にある意味モデルケースとして情報提供するというのが非常に有効ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 議員がおっしゃいますように、水城ヶ丘が相当進んでいるというふうに聞いております。先進的な取り組みとして、今でも防災出前講座等でもこういった水城ヶ丘の取り組みも紹介をいたしまして、未設立の自治会については早急に設立していただくように今後とも働きかけを行ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） よろしくお願ひします。

それと、一応今回のこの防災対応をPDCAという流れで、この一般質問の中ではCとAというところをちょっと限られた時間でしたけれどもお話を進めさせていただきました。C、Aの部分、まだ検討をし尽くしていないと私も思っております。時間が限られていますので。ぜひ太宰府市地域防災計画、これPですけれども、D、C、Aの部分、これしっかり回していただいて、改善していただきたいと思います。

2件目お願ひします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願ひします。

総務部長。

○総務部長（石田宏二） 次に、2件目の現在進行中のまち・ひと・しごと創生太宰府市総合戦略についてご回答いたします。

まず、1項目めの総合戦略における各取り組みの進捗状況と戦略の見直し、改訂についてでございますが、太宰府市総合戦略は、人口減少や東京圏への人口集中を食い止め、地方を活性化させるために国の示した政策分野ごとの方針を踏まえまして、第五次太宰府市総合計画後期基本計画に示している全分野から、雇用創出、移住・定住、出産・子育て支援、地域づくりに特化した4つの基本目標を設定いたしておるところでございます。

各取り組みの進捗状況につきましては、総合計画に基づく各事業の実施結果となり、雇用創出であれば商工振興事業における創業支援などが該当いたしまして、平成28年度の創業塾応援事業以降、市商工会による創業塾は定員を超えた参加者数を得ているところでございます。

移住・定住でございましたら、都市計画事務事業における空き家の利活用検討などが該当いたしまして、空き家等実態調査を分析の上、現在空き家等の経済ストックを流通促進する相談窓口となる組織の立ち上げについて準備を進めているところでございます。

出産・子育て支援でございましたら、教育・保育施設事業における保育所整備などが該当いたしまして、昨年度は保育所新設、増改築による定員増などを行い、平成30年4月1日の待機児童は94人と前年比24人の待機児童減少となったところでございます。

次に、地域づくりでありましたら、災害対策関係事業における防災体制の構築などが該当いたしまして、昨年度はハザードマップの改定を行うなど市民啓発を継続して実施することで、安全・安心なまちづくりを推進しております。

このような各事業の実施結果により、4つの基本目標の進捗管理を行っているところでございます。

総合計画に基づく各事業については、担当部署にて企画立案を行っておりますが、地方創生関連の交付金対象事業については、産官学金労言の構成メンバーから成る地方創生推進委員会にて事業の協議を行っているところでございます。また、前年度に実施した地方創生関連の交付金対象事業の効果検証も、この地方創生推進委員会にて行っております。

現行の太宰府市総合戦略は、平成31年度までの期間となっております。現在のところ、国から今後の指針については示されていない状況でございますが、継続的な策定が求められた場合は、その時期に合わせ見直し、改訂を行う予定といたしております。また、その際は定員拡大を行いました総合戦略推進委員会をさらに活用いたしまして、本市にとって効果的な事業をさらに展開してまいりたいというふうに、このように考えております。

次に、2項目めの地方創生交付金の採択状況についてでございますが、議員お尋ねの地方創生推進交付金につきましては、平成29年度に「来てよし、住んでよし推進事業」を申請し、採択をされております。この事業は、空き家、空き地及び近い将来空き家になるであろう住宅の流通を促進させることにより、都市の人口密度の維持を図り、高齢者と若者世代に貢献するこ

と、及び相談窓口となる事業の運営組織を設立し、高齢者支援並びに子育て支援の充実を図ることを目的としたものでございます。予算細目といたしましては、都市計画事業費の一部が該当をいたします。また、この事業は3カ年計画となっております、平成30年度につきましても交付申請を行い、採択をされているところでございます。今後も4つの基本目標に関連する事業につきましても、この地方創生推進交付金を活用した事業展開を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） この地方版総合戦略についてなんですけれども、地方版総合戦略をつくるに当たっては、いろいろな条件があるわけなんです。まずは国の総合戦略を勘案しつつ、これに沿ったところで産官学金労言といういろいろな分野の方の意見を聞きながら、具体的な評価指標、目標指標を定めて、PDCA——またPDCA出てきました——計画、実行、評価、改善のサイクルを回して、見直し、改善を図って続けていってくださいよと、こういう条件が国から来ていまして、それに沿ったところで本市も太宰府市総合戦略をつくっているわけなんですけれども、それこそPDCAでサイクルを回して、戦略を見直し、改善しなさいということです、このPDCAに沿ったところでちょっとお話を進めさせていただこうと思います。

まず、戦略の推進組織としては、産官学金労言、産業、官は行政、学は学術、学識経験者、金は金融機関、労は労働関係者の、言はメディアということになると思うんですけれども、この産官学金労言、推進組織としてはあるわけなんですけれども、特に産官学の部分、地域の産（産業）、官（行政）、学、太宰府市にはいろいろな大学等学校ありますけれども、地域の産官学に十分理解浸透している内容でしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 4つのこの基本目標に係る施策、事業を含めまして市が行ってございませ事業は、まず所管部署において、もうここの産官学も含まれようと思いますけれども、関係団体とも調整を行った上で事業を実施しているというような状況でございます。全てが理解が浸透というふうなその度合いがどの程度かということまではちょっと難しいかとは思いますが、関係団体とも調整を図った内容で事業を実施しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 次に、一応まだPの部分、計画の部分ですけれども、総合戦略の作成の手引によりますと、戦略の策定段階で議会による十分な審議が重要とあります。これは文言にあるわけなんですけれども、本市の場合は総合戦略については、その策定段階での議会によるかわりがちょっと弱かったように思うんですけれども、これについてはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 策定段階に議員の皆さんをそのメンバーに入れてというような形には今までもいたしていなかったところでございますけれども、今般改訂時にはそういった議会にも入ってもらうのかどうかは別といたしまして、随時でき上がった後の報告は差し上げていたとは思いますが、その途中、策定過程において、議会をどのようにこの策定の過程から入れるかどうかということは今後検討課題とさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） この総合戦略も平成31年までですので、当然見直し時期第2期に向かって検討されることになるやもしれませんので、その際にはしっかり策定段階から議会、議員も内容についてはしっかり協議させていただきたいと思えます。

次に、PDCAのDの部分、実施の部分ですけれども、まずこの実施の部分、この総合戦略の責任者、事業実施の実質的な責任者は、市長を除きまして実務的な責任者はどなたになりますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 市長を除くということですが、最終的には市長というような形になりますけれども、実施施策事業は総合計画に基づいて、また各分野多岐にわたる事業でもございます。したがって、それぞれの所管部署というのが当然ございまして、所管部署が実施をする責任者というような形になってこようかと思えます。ただ、部をまたいでというような形になると、そこら辺をどういった形で責任者の位置づけをするかというような形にはなるかと思えますけれども、基本的には所管部長がその責任者になろうかというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） ご回答が私が予想していたのとちょっと意外だったものですから、これ自体が企画財政ということで、ご回答としては総務部長の石田さんが総責任者かなあという回答があるかと思っていたんですけれども、そういうわけではないんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 事業の全てを総務部長、総務部が担うというわけにはございませんので、そこら辺はやはりそこそこの各分野における所管部長が責任者になるべきだというふうに私は考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 今回も、これは私だけの感想かもしれませんが、太宰府市の総合戦略の進捗状況がなかなか見えてこないところで、果たして誰がこの進捗ぐあいを統括的にチェックしているのかなあと思っていたわけです。そうしたところ、今のお答えでは、各担当課

の部長さんというふうなお答えがあったわけですが、それこそ各担当課の部長さんが所管する事業が遅れていたら、それこそ統括する立場の方がそれをチェックして改善させなきゃいけないとは思うわけなんですけれども、そこら辺の総合的なチェックというのは働いているんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 当然最終的には先ほども申し上げました産官学金労言のメンバーによる総合戦略推進委員会のほうでそういったKPIとの指標の確認とか検証とかを行っていくというような形になりますけれども、そこに行き着くまでの各部署の取りまとめについては、当然総務部、経営計画のほうで担ってやっているというような形になってこようかと思います。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） そうですね、最終的には経営企画のほうでチェックするということですが、もうちょっと違う角度から、一応4つの基本目標があります。雇用創出、移住・定住、出産・子育て支援、地域づくり、こういう4つの基本目標があるんですけれども、この目標に沿ったところの進捗管理です。例えば、雇用創出の中にはいろいろな事業があるかと思いますが、一つの部でおさまっているものもあれば、またいでいるものもあると思うんですが、担当部長さんだけに任せていると、例えばこの雇用創出、これについてほかの部にまたいでいるものがあるれば、担当部長さんだけでは非常に難しいところがあるんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺縦割りではなく、横のつながりでしっかりこの4つの基本目標の進捗を管理されているかをお聞きします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 事業の進捗については、総務部が主となって、その各担当部からのヒアリングでありますとかという形で聞き取りを行って、最終的にチェックをしているというような状況になりますので、何でもかんでもその担当部署に任せているというようなことではございません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） このCの部分、チェックです。効果検証とかのチェックなんですけれども、これについても総合戦略の手引を見ますと、議会による十分な審議が重要であるというわけなんですけれども、いまだかつて検証の結果を聞いていないように思うんですけれども、この検証の結果、議会に対して質問するというタイミングはこれからあると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 先ほども申し上げましたように、策定段階からというような議員のご提言もございましたので、今後その改訂時とか、途中、途中の年度、年度の報告は随時行っていくかと思っておりますけれども、改訂時にはその策定段階からの部分を当然議会のほうにも

前広にご説明といたしますか、ご報告を差し上げたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） そしたら次に、2項目めのご回答についてちょっとお伺いしたいんですが、「来てよし、住んでよし推進事業」を申請して採択されましたということですが、ほかにも交付金を申請していらっしゃるんじゃないかと思うんですよね。採択されたのはわかるんですけれども、何件申請して、何件採択されたのか。これによって太宰府市の総合戦略の事業がある意味自主性があって、先駆的なものであるということがある程度評価されているということがわかると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 17件申請をいたして、そのうちの14件が採択をされたという形になっています。平成28年度は加速化交付金というような形でございましたけれども、それにつきましては第1次の加速化交付金の部分についてはちょっと不採択となったところでございますけれども、2次以降の加速化交付金、そして平成29年度は推進交付金、平成30年度も推進交付金というような形でございますので、今申し上げました17件中14件が採択をされたというようなところとなっております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 17分の14ということですから、かなり高い確率で採択されているというふうに理解します。

これ最後ですけれども、先ほどのご回答の中で、これからのことです。総合戦略は一応今のところでは平成31年で一区切りということになりますけれども、その先については、継続的な策定が求められた場合はその時期に合わせて見直し、改訂を行おうということですが、私思うに、世の中は当然地方創生、地方が主体というふうになっていますから、この路線は変わらないと思っています。

もう一つは、この地方創生という名前ですけれども、これ国から言われてすることじゃないと思うんです。基本的には当然太宰府市総合戦略の中にも織り込まれている事業がありますから、これは国から言われてやる、言われなきゃやらないというわけじゃなくて、ずっと続けなきゃいけないことだと私は思うんですけれども、これについては、市長、どうですか。言われなきゃやらないというふうに聞こえたんですけれども。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。今まで部長の答弁ありましたが、何よりも私自身も非常にお答えしにくい部分もありますのが、太宰府市の総合戦略がつくられた時点で私はまだ関与できていなかったわけでありまして。その途中の段階から私自身も説明を受けたり、今のやりとりも聞いているわけでありましてけれども、当然ご指摘のように地方創生を地方が主体的に

行っていくということは当然のことでありまして、国から予算、補助金などがつくというそうした報酬の中でそれに合わせてきたという事情もあると思えますけれども、最終的には私自身は私の市政の中で三役も調いましたので、三役が中心となって、太宰府市の新たな総合計画というものを当然打ち立てていく。その中にこの総合戦略の趣旨なども取り込んでいくということが今後の方針になろうかと考えております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） しっかり地方創生、総合戦略、これからも続くというふうに理解します。これ見直し、改訂に当たっては、地方創生の国の趣旨、方向性というのはそれは決まっていることでしょうか、これ押さえつつも、それに従うだけでは総合戦略ではないかなと。それを超えるところの国の制度、国の方針を逆に活用、利用するということで、本当の戦略的なものにしていけないものかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 議員ご指摘のように、国からそういう指導なりそうしたことを受けて、そもそも市の総合計画をつくること自体が、かつては国の義務であったとお聞きしておりますけれども、今はもう地方の自治体の自主性に任せられていると。ですから、現時点で、総合計画を例えば10年スパンでつくるというのは過去にはありましたけれども、今後、そうしたスパンなり、そして名前が総合計画というものであるかも含めて、まだ私自身が白紙であります。いずれにしても、地方、本市が中心となって、主体となって、議員の皆様、市民の皆様のご意見もしっかりといただきながら、本市ならではの総合的な計画をつくり上げていくというのが私の使命だと考えております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） しっかり戦略的に取り組んでいただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで13時30分まで休憩をいたします。

休憩 午後0時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時30分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔13番 神武綾議員 登壇〕

○13番（神武 綾議員） 議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりました3件について伺います。

1件目、子どもたちの放課後の居場所である学童保育について、2項目について伺います。

6年前に市の直営から指定管理となり、市内7小学校に併設されている学童保育所は、利用児童が増え続け、毎年増設するほどになっています。学童保育とは、児童福祉法第6条3の第2項に基づく放課後児童健全育成事業を行う施設で、また社会福祉法では第2種社会福祉事業として規定をされています。子どもたちの放課後、学校が休みのときの受け皿として十分な施設と指導員が必要ですし、保育の質も保障されなければなりません。このことを前提に伺います。

1項目め、今年の夏休み期間中、入所できなかつたとの声がありました。子ども・子育て支援事業計画が策定された9年前は528人の利用児童だということが記載されています。平成30年度のニーズ見込みは約2倍の1,068人としてあります。しかし、この6月には1,161人となり、その見込みを超えている現状となりました。余裕教室や長期休暇中は学校の教室を利用することなどの対策がとられていますが、さらに利用児童が増えていくことが予測されることから、今後の方策について伺います。

2項目めです。市の直営から指定管理に移行する際、学童保育の質を保障するため、さまざまな要望を行いました。指導員さんの子どもたちへのかかわりについて、指定管理業者内の研修だけでなく、外部研修にも参加できる保障をしてほしいと要望していました。現在の指導員の研修体制と内容について伺います。

2件目、文化行政について伺います。

昨年6月に文化芸術基本法が制定されました。さかのぼること2001年に文化芸術振興基本法が議員立法で制定されて以来、16年ぶりに改正され、名称も変わりました。この基本法に沿って、自治体で条例の制定、また地方文化芸術推進基本計画の策定も求められているところで

1項目めです。今回の法改正では、前文に「我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し」と表現の自由が明記されました。さらに、文化、芸術の創造と享受については、地域格差をなくしていくことのみがうたわれていましたが、年齢、障がいの有無、経済的な状況などにかかわらず、誰もが芸術、文化を楽しめる環境整備を国や自治体が行っていくことも盛り込まれました。太宰府市には既に文化振興条例を平成9年に制定しています。今回の法改正を受けて、条例の改正など検討されているのか、伺います。

2項目め、この基本計画については、既に平成26年にルネサンス宣言（太宰府市文化芸術振興基本指針）を策定しています。その中で19項目について目標も設定されており、課題も挙げられています。現在の進捗状況について伺います。

最後に、3件目です。災害対策について伺います。

2016年の熊本地震、2017年の九州北部豪雨と九州内でも甚大な被害があり、先日は北海道の地震で予想をはるかに超える自然災害が続いています。防災、被害を最小限にするために、事前の備えは家庭で、また地域で取り組んでいるところですが、被災され、家を失ってしまえ

ば、避難所、仮設住宅などで長期にわたって不自由な生活を強いられている状況があります。生活基盤の保障、プライバシー確保の観点から、市として不動産業者等と民間賃貸住宅の借り上げ協定を進めて、備えが必要と考えますが、見解を伺います。

以上、3件5項目につきましてご回答いただきますようお願いいたします。

再質問については議員発言席から行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） それでは、1件目の学童保育所につきまして、まずご回答申し上げます。

現在、学童保育所は、市内7小学校で17カ所開設をしており、その運営に当たっては指定管理者制度を導入しております。入所対象を6年生までに拡大したことや保護者の働き方の多様化に伴うニーズの高まりによりまして、近年入所希望者が増加傾向にありますので、教室の不足などが予想される場合におきましては、迅速に教育委員会や当該小学校とも協議を進め、空き教室の利用などにより児童の受け入れ態勢を整えているところでございます。また、指導員の研修につきましても、指定管理者と協議をしながら、その機会の確保に努めてまいるところでございます。

なお、詳細につきましては、担当部長より回答をさせます。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 詳細につきまして、私からご回答を申し上げます。

まず、1項目めの利用児童増加に対する今後の方策についてでございますが、平成25年度から全学年の児童の受け入れを開始したことや保護者の働き方の多様化に伴い、入所希望者が増加傾向にあります。そのため、定員を超える入所申し込みがあった場合には、同じ小学校にある学童保育所間で調整を行うなどの対応をとっているところでございます。

また、長期休み期間中は利用希望者が一気に増大いたしますので、臨時的に空き教室を借用して、定員の確保に努めているところでございます。今年度の夏休みにつきましては、申込期限の6月15日現在で460名の希望があり、通年入所と合わせますと1,161名の利用申し込みとなっております。中でも、水城西小、国分小では定員を大きく超える状況にありましたので、当該小学校とも協議を進め、臨時学童保育所を増設し、期限内に利用申し込みがあった児童につきましては、全て受け入れを行っております。

しかしながら、定員を超える受け入れは、学童保育所の質の低下はもちろん、児童の安全確保の面からも望ましくないことから、今後につきましては、平成31年度に見直しを行います子ども・子育て支援事業計画の中で、将来的な推計や学童保育の利用ニーズ等に沿った定員確保の方策を検討してまいりたいと考えております。

また、放課後対策は、子どもの居場所づくりという観点からも、学童保育所だけにかかわらず取り組むことが重要であることから、関係課と連携及び協議を行いながら今後は進めてまいりたいと考えております。

次に、2項目めの指定管理事業者における指導員研修体制についてご回答申し上げます。

学童保育所につきましては、市内7小学校で17カ所を開設しており、その運営に当たりましては指定管理者制度を導入いたしまして、効率的に事業を進めているところでございますが、今後は定員の確保のみならず質の向上も同様に図っていくことが大きな課題であると考えております。

指導員の資質向上につきましては、全指導員を対象といたしまして、外部講師を招いた研修が年9回実施されております。内容的には、子どもの人権、応急救護、発達障がい、実技研修、虐待事例対応、子どもの成長に合った指導法、アレルギー対応といったものとなっております。また、各学童におきましても、危機管理研修といたしまして、災害時の対応や不審者対応など毎月テーマを設定した研修が行われている状況でございます。

外部研修につきましては、福岡県青少年育成課より各種研修会への参加募集の案内がございますので、運営事業者へ情報提供いたしまして、保育児童課を通じて受講申し込みを行っております。平成29年度は、放課後児童支援員資質向上研修が計5回開催され、指導員14名が受講しております。また、放課後児童支援員の資格認定のための研修会には、昨年度14名の指導員が受講をしております。

そのほかにも、学童保育所の主任指導員同士が指導方法などの情報交換を行うリーダー会議を毎月設けまして、そこで話し合った内容をそれぞれの学童保育所に持ち帰り、スタッフ同士で共有するなど、学童保育に必要な知識及び技能の向上に努めていただいております。

今後も利用者の増加や配慮を必要とするお子さんが増えていくことが予想され、指導員の資質を高めることが求められております。このため、市といたしましても、運営事業者はもとより各小学校とも情報共有を行いながら、質の向上を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ありがとうございます。

1項目めについてですけれども、今の利用児童が増えている中で、増設などを進めながら、できるだけ子どもたちが入れるようにということで、申し込み人数に対しては全員が入所できているという状況だということですが、実際に今回入れなかったという保護者の方がいらっしゃるんですけども、夏休み、長期休暇中の利用は年度の途中、夏休みだったら今年度は6月15日が締め切りだと聞いておりますが、その後に利用したいという申し込みなどはありましたでしょうか。また、あれば、その方は入所できたのか、できなかったのか、そのところをお願いします。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 締め切りの6月15日までに申し込みをされた方につきましては、増設を行うなどして調整をして入所ができておりますけれども、それ以降に申し込みをされた中で、やはり入所ができていない子どもさんがおられます。今年度は6名の方が入所が保留になったような状況でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） その方が15日以降に申し込まれたというのはどういう理由だったのかということがわかりますか。申し込みの締め切りを知らなかったとか、夏休みに別に申しめるとかということの後で知ったとかというふうなこと、どうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 今回の場合は、その6月15日が締め切りであるということを失念されておられたということが主な理由のようでございます。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） その方については、もう利用はできないという判断、それはもう一律に受け付けないという前提でしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 当然学童保育所のほうで余裕があれば、入所というのは基本的にはできるような状況でございますけれども、ご存じのように今回の夏休みにつきましては、かなり予想を上回る申し込みがございまして、どこの学童保育所も定員いっぱいいっぱい、またはそれ以上の入所を今回しているような状況でございまして、これ以上入所をさせると指導員の目が行き届かないとか、事故につながるとか、そういったことも懸念されるような状況で、指定管理者とも十分に協議をした上で、最終的に断念をしたような状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） その方々は納得をされたという理解でよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 申し込まれた以上、納得されているという認識はしておりません。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 学童保育がやはり働いている家庭の子どもたちを預かるという施設である以上、この入れなかった子どもたち6人がどのように夏休みを過ごしたのかというところがちょっと心配になりますけれども、今後そういうことがないように、その受け皿の問題はもちろんあると思います。もうこれ以上入れないというような今状況が続いているので、こういう判断になったのかなというふうには思いますけれども、そのところは念頭に入れて、これからの施設の整備も含めてお願いしたいと思います。

これから増設もまた増やしていくことになると思うんですけれども、太宰府市は指定管理になる前、市の直営で長く学童を運営されてきました。その特徴として、学校の敷地内に学童施設があるというのは、私たちの意識としては何か当たり前のように思いますけれども、ほかの自治体では違うこともありますので、基本、学校施設内で整備するというので今も空き教室なんかを使って整備をしていると思うんですけれども、なかなか学校の施設も今足りない、教室も足りないというふうな状況が出てきていますので、今後その対策をどうしていくか

ということも含めて考えていかないといけないのではないかというふうに思っています。

そして、施設を整備していくときに、2年前に学童のことを取り上げたときに、子どもたちの利用スペースの問題です。学童それぞれによって子ども1人当たりのスペースが倍以上違ったりとかというようなこともありまして、この点十分なスペースをとって施設を整備していただきたいということを要望していたんですけども、このところその増設した場所について、子どもたちの過ごす施設内、例えば子どもたちがちょっとトラブルになったときに少しクールダウンするようなスペースだったりとか、あとちょっと熱が出たりとかしたときに体調がすぐれない子が横になれるようなスペースだとか、そういうことを要望しておりましたが、その点については念頭に入れて施設確保をしていただいていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 学童の中には遊びや生活の場としてはもちろんですけども、静養するためのような場所、ですから現在のところ各教室の端っこのほうというんですか、角のあたりに畳敷きのスペースを設けたりすることでその対応をしているところでございます。そういったところも含めて面積というのが一定の基準というのが定められております。ほとんどの学童につきましては、その基準をクリアしているような状況ではございますけれども、中にはやっぱり1人当たり1.65㎡、それにちょっと満たないところもございます。子どもたちを受け入れるというのを最善の課題としておりますので、そういったところについては早く解消できるように学童の施設の整備というものは進めていきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） この夏、もうとても暑くて、学童では外遊びを控えたりとか、あと毎年プールを使って遊んだりとかというような計画もあっていたんですけども、それもできなかったということで、本当に子どもたちは部屋の中で過ごしていた。さっきもお話ししましたけれども、やっぱりトラブルが増えているということをお聞きしました。この暑さの中で、学校の施設の体育館で暑いときは遊ばせたりとかしてあったんですけども、体育館で遊ぶときに、それも熱中症になるからというような話で使えなくなったということがありますので、これから体育館にクーラーをつけるとか、何かそういうことも考えていかないと、子どもたちが長い時間同じ場所で過ごすということの対策も考えていかなければならないのかなというふうに思います。体育館にエアコンというのは本当に財源もかかりますし、今すぐということにならないと思いますけれども、涼しく過ごすための対策ということを、野外活動に出かける機会を少し増やすとか、そういう何か出かけるときのバス代を補助するとか、何かそういうふうなことも事業者の方と話をして、子どもたちが1年生であれば1年生の夏休みは一度きりしかありませんので、その夏休みが本当に楽しかったと思えるような学童生活が送れるような施設整備をお願いしたいと思います。

2項目めの研修体制についてです。

今の回答の中に、全指導員を対象に外部講師を招いての内部研修をされているということ

で、内容についてもしっかりとされているのではないかなというふうに思いました。

この研修なんですけれども、指導員の方の出席率はどのようになっているか、お伺いしたいと思えます。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 通常の指導員が約50名ほど全体でおります。一番多いときで37名、少ないときになりますと28名というような出席、ですから6割から7割ぐらいが出席をされているというふうに報告を受けております。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ありがとうございます。しっかりとした内容でされているようで、指導員さんのその研修の参加の保障、恐らくシフトの関係だったりとかでなかなか参加できないとかというようなこともあると思えますし、そのところ保障、事業者さんのほうにきちんと研修を受けるといような前提で、指導員の方は免許がなくても指導員として活動ができるということになっていますので、その点は市のほうからきちんと指導をしていただきたいと思います。

指導員が同じ研修を受けて、認識をともにして、目の前にいる子どもに対応するということが大変なことだと思います。その点については事業者さんのほうに保障をするという要望はできますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 指定管理をお願いするときに、協定書の中にもそういった指導員の質の向上といいますか、そういったところに努めてほしいというような内容を盛り込んでおります。こういったものに基づいて研修とかそういったところをやってあるというふうに理解はしておりますけれども、特に今後子どもさんも非常に増えてきておる、かなり目いっぱいの数になってきておりますので、そういったところをさらに徹底するように指定管理の事業者とも話をしていきたいというふうに思えます。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 最初の回答の中にもありましたけれども、さまざまな障がいだったりとか、あと家庭環境を持ったお子さんがいらっしゃると思えます。それがなかなか目に見えないところがあると思うんです。私、子ども食堂の活動に参加をしていますけれども、やっぱり経済的に厳しい子どもたちが集まってきてくれればいいなというふうなスタンスももちろんあるんですけれども、なかなかそういう子たちが見えないというような状況が実際にあります。ですので、学童は福祉的な施設でありますから、そういう視点をきちんと持って、指導員の方が研修を受けながら継続してその学童にいらっしゃることで、子どもたちの状況をきちんと理解して、家庭を理解して指導していくというようなことが子どもたちの成長につながると思えますので、その点をしっかりとお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1件目はよろしいですか。

○13番（神武 綾議員） はい。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（楠田大蔵） 次に、2件目の文化芸術基本法が改正されたことを受けてのご質問に回答をいたします。

太宰府市文化振興条例には、市民全体の文化的生活の実現を目指して、市民文化の振興を図り、新しいまちづくりへ取り組むことや、文化創造の主役は市民自身であると明記されております。この理念はルネサンス宣言にもつながっているものであります。

さきの組織改編で文化行政は一義的には教育委員会で行うこととなりましたが、本市にとって文化はまちづくりの大きな柱であり、副市長もかつてルネサンス宣言策定に直接携わった経験もあることから、今回の法改正の趣旨も勘案しながら、三役といたしましても積極的に文化行政推進に取り組んでまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長より回答をさせます。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 1項目めの太宰府市の文化振興推進条例（平成9年制定）への反映についてご回答いたします。

平成9年に制定いたしました太宰府市文化振興推進条例ですが、この条例は理念法の性格が強く、制定以来これまで改正は行っておりません。しかし、次項目のルネサンス宣言との関連も深いことから、ルネサンス宣言の進捗管理を行っていく上で改正の必要が生じた場合は反映していきたいと考えております。

次に、2項目のルネサンス宣言（太宰府市文化芸術振興基本方針）の進捗状況について回答いたします。

現在、ルネサンス宣言行動計画に基づき、文化学習課が関係各課から具体的取り組み状況等を確認しているところです。ルネサンス宣言の中には、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団とは別に文化芸術振興財団を官民協働で設立することや、コンベンションビューローの設置などの提言もあり、長期的な視点で今後検討していかなければならないと考えています。今後も文化学習課が中心となり、必要に応じて各課にヒアリング等行い、短期、中期、長期の目標が達成されているかの検証を行ってまいります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 太宰府市がこの条例を平成9年に制定していたということで、すごく先駆性があるというか、びっくりしたところなんですけれども、この条例をいろいろ調べました。これ平成9年に制定しているんですけども、全国で見ても13番目に条例ができた。県内では今6自治体しか制定していないというふうに資料があったんですけども、その中でも太宰



府市が一番最初に制定していたというものです。

今回の法改正で年齢、それから障がいの有無、経済的な状況などにかかわらずというふうなことを盛り込んで、その条例改正にある内容を条例に盛り込んでどうかというふうに思ったんですけれども、実際に文化スポーツ財団のほうで今0歳からのクラシックコンサートとかというような内容の事業を行っておりました。その関連で、出前事業として障がい者施設や、それから高齢者施設、小・中学校へのコンサート、実際に生の音楽に触れるというような事業も展開しているということを耳にしているんですけれども、太宰府市は既に取り組んでいるという前提で、このことを盛り込んだ条例改正ができるのではないかとというふうに考えました。

今ある文化振興条例なんですけれども、どちらかという文化活動を行っている人たちを育てる、その活動を支えるというような内容になっていると思うんですけれども、そのところは条例の内容としてはいかがでしょうか。このような理解でよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 確かにこの条例をつくったときは、活動していらっしゃる方が、いろいろ太宰府市の文化というところでの視点から、日本中に広く知らしめたいというところでの意向があったかと思います。現在、やはり市民の活動状況というのがどのような状態にあるかというところの視点からいくと、市民のニーズであるとかそういうものについても少し調査が必要かなというふうには考えております。文化スポーツ振興財団と文化学習課の関係であったり、そういうところの整理を進めていく上で、今後内容等を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 今部長がおっしゃられたその内容を含めて、この条例は文化振興条例というふうになっています。太宰府市が条例を制定した後に条例をつくっている自治体においては、やはりすぐれた芸術に触れる環境づくりだったりとか、それから高齢者や障がい者への文化への参加、そういう内容も含まれています。そういうことも含めて、今後見直しを検討していただきたいというふうに思います。

2項目めのルネサンス宣言についてですけれども、今最初の回答で、具体的な取り組み状況を確認しているというふうなお話がありました。またこれもルネサンス宣言といって冊子がありましたけれども、これですね。これをその法改正の中で計画をつくることも盛り込まれていましたので、太宰府市はどうなのかなあと思ったら、もう実際に基本指針はできているというふうな状況でした。これが実際にきちんと行政のほうで進められているか、また進捗が管理されているかというところはお聞きしたかったところなんですけれども、平成26年にこの宣言ができて、もう5年近くたつんですけれども、その間に市長もかわりましたし、このルネサンス宣言ができたときには、これにかかわられた方、これ後ろ見ると副市長のお名前も入っておりました。かかわった文化団体の方とちょっとお話する機会があったんですけれども、なかなか

か市長が、トップがかわると、この基本指針自体も進んでいないというようなお話がありました。実際に井上市長時代には市長部局に、この担当の文化学習課はあったんですけども、そこが教育委員会となって教育部に移ったりとか、またそれからその後このルネサンス宣言を進めるために職員も一緒に協議をしていく、振興施策を探るものとして文化芸術まちづくり協議会を発足したりとか、そういうふうなことを行われていますが、その中で中央公民館のほうでは文化振興専門官、それから館長まで置かれたんですけども、この部分が平成30年の3月には退任されるというような、ちょっと後退するようなことも起きています。市長が新しくなられて、またこの部分でこのルネサンス宣言かかわられた方、また文化団体の方がボランティア、また団体の方、そして見る側もきちんとしたそういう環境づくりを進めてほしいというような声が聞かれております。そこを強く求めている声が聞かれましたので、今の市長の思いなどがありましたらぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。さまざまご指摘をいただきました。

まず、この平成9年の時点での条例の制定なり、平成26年のルネサンス宣言の策定状況について、まだまだ私自身不勉強なところもありますが、先ほど申されましたように、やはり本市において文化行政というものは特に重要な論点になり得るという思いから、今機構改革での文化学習課の位置づけも変わったということ、また館長が退任したということもあることも私自身踏まえて、やはりこれも先ほど来申していますように、今後の市の総合的な計画をつくっていく上で、この文化行政というものをどのように柱として位置づけるか。この全体像の中でしっかりと私自身も三役連携とりながら考えていきたいと、そのように考えております。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 文化芸術の部門を歴史と文化の緑のまちという太宰府市にとっては本当に大事な事業だと思います。この指針を進めていく上で、審議会なり、この指針の中には有識者会議というような言葉が出てきているんですけども、そういう審議会、今恐らくない状態ではないかと思います。平成29年4月に規則でできているんですけども、今後その予定としてはどのように考えてあるのか、そこところが予定ありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） こちらにつきましては、まだ教育委員会の内部でもどのように進めていくかということについては協議は深くは行っておりませんので、今後の検討課題としてしていきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ぜひ有識者会議または審議会、市長がかわる、トップがかわると、きちんと行政の中で進められるような組織づくりをきちんと持っていただきたいなというふうに思いますので、そこところは要望しておきます。

3件目。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（楠田大蔵） 3点目の災害対策についてご回答をいたします。

議員ご指摘のように、私がかかわった2017年の九州北部豪雨の際にも、避難所での生活の長期化や仮設住宅が完成するまでのタイムラグ、プライバシーなどの観点から、民間賃貸住宅をみなし仮設住宅として活用する必要性を私も感じておりました。そうした思いから、当時の事例に倣いまして、今回宅地建物取引業協会筑紫支部といち早く接触を図りまして、今回の本市での住宅被害者の当面の住居確保を速やかに行うことができました。今後はいつ何どき起きるとも限らない災害に備え、協定締結を視野に検討をさらに進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 今回の7月の大雨で全壊に見舞われた方が今賃貸住宅にお住まいということで、被災されてから入居されるまでの間の経緯、経過と何日目に入居できたのか、そしてまた担当窓口はどちらが動いたのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今回被災された方、高齢者2名の方の住宅が全壊したという形で、先ほど市長の答弁にもありましたように、宅建協会の筑紫支部の支部長である不動産会社のほうに依頼をして、8月4日の日に入居をされたところでございます。それまではご身内の方の住宅のほうに仮住まいをされていたというところを聞いております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 約1カ月ということですが、身内の方のお宅から出られて、その賃貸に入られたというのは、スムーズにできたのでしょうか。

先ほどちょっと質問しましたが、担当窓口は防災安全課ということでよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 担当窓口は防災安全課、特に防災安全課長のほうが親身になってそこら辺の相談を受けて、8月4日の入居に至ったということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 災害が起こったときに、やっぱり住宅の確保というのはもう本当に大変重要なことだと思います。熊本の災害のときには、やはり車中泊が多かったということで、関連死につながった数が直接死よりも4倍いらっしまったということで、生活の不安、それか

ら心労、それで持病の悪化ということがあわせて言われています。今、国交省のほうが県に向けては協定を結ぶようにという指導があって、福岡県のも宅建協会と協定を結んでいるというような状況です。太宰府市も、市町村でも結んでいるところがあるようですので、そのところ調査研究してほしいと思うんですけども、今回宅建協会さんと接触をされて、協会さん側の手応えというか、そういうこと、今後のおつき合いというか、そういうことについて何か情報交換などされましたでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今回、筑紫支部の支部長であります不動産会社のほうと、その前にちょっと市長のほうからも一報を入れていただきまして、そちらの支部長さんのほうとは入念にお話をさせていただいたところです。

今後、今回たまたま被災された世帯が1世帯だけだったということもありますから、これが多数にわたる場合が当然そういった協定等を結んでないとスムーズな入居には至らないだろうということもございますので、そこら辺のところはまたこの支部長さんあたりとも協議をさせていただきながら、協定締結に向けて進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 住まいというのはいろいろな細やかな配慮が要するというように感じるんですけども、先日障がい者防災教室というのがNPOで主催されてありまして、そこでお話を聞いたんですけども、そのときに防災安全課の課長さんだったりとか、福祉課の職員さんも来られていました。熊本学園大学の先生が熊本学園大学を避難所として開放されて、障がいを持った方々を中心として受け入れをしたというようなお話で、やはり車椅子利用の方の避難所として配慮すべきと、幅の問題、動けるスペースの問題だったりとか、あと聴覚、それから視覚障がい者の方への配慮、それぞれの個別支援が本当に必要だということを感じたというふうにおっしゃっていました。ですので、避難所で生活を一時的にできる方はひとまずはいいかもしれませんけれども、どうしても個別でプライバシーの確保をきちんとして、妊婦さんだったりとか、あと小さいお子さんを持っている家庭だったりとか、障がいをお持ちの家庭なども含めて、素早くそういう確保をしたところに入っていただく、安心していただくということが必要だと思います。

今回、防災安全課が窓口で、課長さんが頑張られたというお話でしたけれども、今後協定を結んだ後、実際にそういう場合にはどこの担当になるのかということは考えてありますでしょうか。ちょっとまた先のことになるかもしれませんが。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 災害の援護というような観点から、みなし仮設住宅、防災安全担当課だけで、じゃあ今後その措置ができるのかというような問題等につきましては、今後内部でも調整を図りながら、他の部署にもそれが担えるかどうかも含めて検討させていただきたいという

ふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 先ほどのお話の中で、災害が起こったときには後のつなぎは防災安全課がというようなところはもちろんあると思うんですけども、福祉的な面からも含めて、そういう連携もとりながら、組織づくりもあわせて進めていただきたいなというふうに思います。

先日、北海道で地震がありましたけれども、太宰府市も活断層があります。本当に活断層って動くんだというふうに思ったんですけども、自分の命、家族の命はできるだけ守るところで、家庭でもハザードマップを見たり、それから地域の人とは声をかけ合って避難しようとかというようなお話とかはもちろんしているんですけども、その守った命をどうつないでいくかということが本当にもう大事なことだなあというふうにも思っています。さまざま今一般質問でも議員さんのほうからお話があっけていますけれども、災害が起こった際、そしてその後の対応も含めて本当に大変な時代だなあというふうに思いますけれども、職員の皆さんと、そして議員も一緒に市民の皆さんの命を守るという点で進めていければというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで14時30分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時30分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番村山弘行議員の一般質問を許可します。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番（村山弘行議員） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い2件について質問をいたします。

まず、1件目の包括支援センターの運営及び組織体制についてお伺いをいたします。

現在、市内に1カ所ある包括支援センターを今後1カ所増設し2カ所になる予定であります。これで十分な対応がとれるのか、他市の状況を伺います。

次に、地域包括支援センターに相談に来られる方と、また相談を受ける側の責任ある対応が十分なのか、さらに各地域の民生委員さんとの連携も必要な場合が発生するのではないかとと思いますが、現在の体制で可能なのか、また十分なのか、お伺いをいたします。

現在、課長級職員が1名、係長1名——保健師を兼ねておられますが——それに主事が1名、これが正職員であり、あと主任ケアマネージャー3名、社会福祉士2名、ケアマネージャ

ー11名と思いますが、正確な報告をお伺いいたします。

ここで、ケアマネージャー11名についてでございますが、このケアマネージャーは嘱託職員と思っております。この人たちは市と1年契約で最長5年の更新ができると理解をしておりますが、そのような理解でよいか。

そこで、少し私の大変気になる点について何点かお伺いをしたいと思います。

さまざまな問題で訪問される方の中には、かなり長期にわたり相談される方もおられるのではないかと。その相談を受けておるケアマネージャーの人がかわることも当然発生してくると思われそうですが、相談に来られる人が相手がかわっていて、あるいは相談を受けるケアマネージャーがおると不安になったり、あるいは心から信頼できなくなるというようなおそれはないのかどうか。さらに、内容によっては地域の民生委員の方との連携が大切になるとは思いますが、これまたケアマネージャーがかわれば、戸惑いも民生委員の側に起きないか危惧するところがございますが、それらについてご回答を求めます。

次に、2件目の広域型介護老人福祉施設の整備にかかわる設置主体の県協議提出についてお伺いをいたします。

既にご承知と思いますが、鞍手町の前町長が下水道事業をめぐる汚職事件で本年7月31日に官製談合防止違反罪で逮捕されています。この事件に関してほかに2名が逮捕されていることはこれまたご承知のことと思っておりますが、2名の中の1名について、関連することから質問をいたします。

ここでは老人福祉施設や逮捕された者の氏名は控え、被疑者として聞きたいと思っております。

この被疑者が太宰府市内に広域型介護老人福祉施設の開設申請を提出されたのはいつごろでしょうか。場所は本市の内山にございますが、申請があった施設はこの1つだけでありましょうか、ほかにはなかったのか、お伺いをいたします。

この時期は、既にこの施設の理事長は事情聴取が県警から行われたのではないかとと思っておりますが、具体的な申請、またこの書類審査の際にこの施設の理事長に特段の配慮がなかったのかどうかもお伺いをいたします。

以下、再質問については議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 1件目の地域包括支援センターの運営及び組織体制についてご回答申し上げます。

まず、1項目目の地域包括支援センター増設後の対応及び他市の状況等についてでございますが、本市では、現在地域包括支援センターを1カ所設置し、市域全体を担当圏域として運営しているところでございます。今後、さらなる高齢者数の増加などを見据えまして、来年度を目途に地域包括支援センターの支所を1カ所増設いたしまして、市域の西側を担当圏域とすることで利用者の利便性に配慮するとともに、地域住民等に対しましてよりきめ細かな対応を行っていくこととしております。

また、現在の筑紫地区他市町における地域包括支援センターの設置数につきましては、筑紫野市が4カ所、春日市が2カ所、大野城市が5カ所、那珂川町が2カ所となっております。各自治体の面積や生活圏域、直営、民間委託など方式の違いもあることから、一概に比較することは困難であり、本市におきましては、当面の方針といたしまして市域を東側と西側に分けまして、それぞれの地域包括支援センターを中心に地域住民の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援していくこととしているところでございます。

次に、2項目めの相談相手と受ける側の信頼関係及び地域とのつながりについてでございますが、9月1日現在、本市の地域包括支援センターに常駐している職員は、正職員といたしまして、保健師である担当係長1名、主事1名、嘱託職員といたしまして、主任ケアマネージャー3名、社会福祉士1名、さらにケアプランを作成するケアマネージャーが11名配置されております。そのほか、こちらも嘱託職員でございますが、認知症地域支援推進員が2名、事務補助員が1名で、合計で20名となっております。

なお、地域包括支援センターの管理者といたしましては、高齢者施策全般を担当する高齢者支援課長が兼務しております。

地域包括支援センターには、保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士のいわゆる3職種の配置が義務づけられておりまして、そこにプランナーとしてのケアマネージャーを含めまして、それぞれが連携し合いながら総合的に高齢者を支援していくこととなっております。

議員ご指摘のとおり、高齢者の相談対応や支援などにつきましては、お互いの信頼関係や地域とのつながりが重要であることは言うまでもありません。このような中、現在の地域包括支援センターの職員数は必ずしも十分とは言えません。また、嘱託職員であるケアマネージャーの雇用期間は最長でも5年間となっておりますので、信頼関係に基づく長期的な支援を行う上で大きな課題となっているのは事実でございます。このため、担当ケアマネージャーの変更に伴う引き継ぎにつきましては、十分に時間をかけまして、新旧担当者でご自宅を訪問したり、新規採用のケアマネージャーの場合には主任ケアマネージャーによる支援体制をとるなどいたしまして、常に利用者側に立った対応を心がけながら、信頼関係の構築に努めております。

また、定期的な3職種会議、地域ケア会議、情報交換会及び各種研修会などを通じまして、職員のスキルアップを図るとともに、特に民生委員・児童委員につきましては、毎年中学校区単位での地域包括支援センター職員との勉強会、交流会を開催いたしまして、情報の共有及び顔の見える関係をつくりながら連携の強化を図るなど、地域とのネットワークの構築を進めているところでございます。

なお、介護保険法の改正に伴いまして、今年度からは地域包括支援センターの機能強化を図る観点から、全国で統一して用いる評価指標によりまして、地域包括支援センターの事業についての評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされております。

このようなことから、これまで以上に高齢者等との信頼関係の構築、地域とのつながり、関係機関との連携などについて積極的に取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 今ご回答いただいたんですが、社会福祉士は1名、私2名とあって、今1名休暇で、本来2名なんですか。そこをちょっと確認。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 現在2名嘱託職員等採用しておりますけれども、1名が今産休中に入っておりますので、9月1日現在では1名の在籍ということになっております。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） そのように私も理解をしておりましたが、他市との関係で、今部長から回答がありましたように、地域だとか、人口だとかによって支援センターの置かれている場所が少し差があるのもやむを得ない事情というふうに思いますが、今回1支所をつくってこういう方針であります、望ましいのは中学校校区ぐらいに1カ所ぐらい置くというのが望ましいのではなかろうかというふうに思うところではありますが、一番私がここで危惧するのは、もうほぼ部長の認識と同じくするところが課題としてはあると思います。相談をされる方、それからまた相談を受ける側のケアマネージャーの人も、自分が来年もやめていくといったときに、ずっとその方に相談をしておる相談員の方が私もう来年でおらんのかなというようにこのときに不安が出てくるのではないかという心配をしておると。私のかつて知人で、もう10年ぐらいずっと悩んで相談をされている方がかつておられまして、いまだにその問題解決をしていないんですが、そういう長期にわたるときと自治会長なり、あるいは地域の民生委員の方との相談なども発生してくるというときに、民生委員の方もケアマネージャーがかわられるというようなことでは少し不安が発生してくるのではないかというふうに思います。

今回回答がありましたように、3職種での常に連携をとりながらというようなことなどもされておるようでありますけれども、それはそれで対策は十分、あるいは主任ケアマネージャーの方たちがフォローをしたり、時には職員の保健師さんも相談に乗ったりということで、フォローはされているかとは思いますが、やはり相談を受ける方はもうその方を信頼してずっといろいろ、家庭的な問題がかなりあると思いますから、そういうものを掌握して相談にも乗られる方は乗っておられるというので、そこがやっぱりかわられるというのは非常に不安になるのではなかろうかということで、そこでちょっと障害になってくるというのが1年契約ですよね、嘱託職員が。これが5年で終わるということが一つ障害になっているのではなかろうかなあというふうに思うんです。嘱託職員が、私の思いでは、市全体では正職と非正職、6対4ぐらいかなあと思うんですけれども、健康福祉部全体での正職と非正規の割合はどれぐらいになっているんでしょう。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 健康福祉部全体ということではいいかと、健康福祉部は保健師であったり、保育士、また先ほどありましたケアマネージャー、そういった専門職が多ござ

います。こういったところが今ほとんどの場合が嘱託職員ということになっておりますので、約半数が今健康福祉部の中では嘱託職員という形になっております。ただ、この包括支援センターに特化して言いますと、ケアマネージャーはもう全て嘱託職員というような形になっております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 先ほども言いましたように、専門職はかなり嘱託職員が多くなっており、ほとんどがそうじゃないかなと思うんですが、継続をして、私はケアマネージャー含めて正職が一番ベストだとは思いますが、今の状況の自治体からして全部正職ではなかなかないと思いますが、午前中の小島議員の一般質問の中で、会計年度任用職員制度についての部分が少しありましたが、これが平成32年から導入へ向けて議論がされていると思います。詳細については労使協議が先ほど午前中の回答でも発生するだろうというふうに言われましたけれども、この会計年度の任用職員の採用にいきますと、1年更新で5年越しても可能になってくるんじゃないかなと思うんですが、現在の5年で嘱託職員を打ち切るというか、言葉が見つかりませんが、雇用契約はもう更新しないというそれをやっている条例なり、法の根拠というのはどこから出ているのか、ちょっとお教えください。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 現在、太宰府市では、嘱託職員の採用の規則というのを設けております。その中で、1年更新で3年、そして特段の事情がある場合は5年を限度に更新ができるというような中身になっておろうかというふうに思っております。この5年といいますのが、社会的には現在の労働契約法であるとかそういったところで5年というような法律もございまして、そういったところにも準じるような形にもなってこようかと思っております。基本的には自治体でございまして、そういった法の適用を受けるわけではございませんけれども、規則の中でそのように定めをしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） ご承知と思いますが、労働関係法の改正になって、民間企業では5年以上同一で就労した場合については正社員にという法改正がもう数年前に行われておる。これが、何といいますか、本人は対象外になっておるということで、今回の会計年度任用職員制度で、基本はケアマネージャーなり相談を受ける人が長期にわたって相談を受けられるというのが私の一般質問の趣旨でありまして、だからそのためにぜひこの5年という枠を延伸しても相談を受けられるような体制をつくるというのは、現状で規則などで5年があるならば、会計年度任用職員制度の導入の際にはそういうものが検討がされるのか、可能なのか。今まだ法の中身の整備で議論があっているということで、結論がまだ今できる、できないまで発言ができないかもしれませんが、その会計年度任用職員制度の導入が行われたときに、現在の嘱託

職員の5年という期限が延伸が可能なのかなどなのか、その辺は状況としてどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 村山議員、会計年度任用職員の件でのお尋ねでございますので、私のほうから回答させていただきます。

特に福祉関連分野におきましては、法改正でありますとか、新たな福祉制度への対応のために、きめ細やかな相談支援体制の整備などが求められておりまして、やはり専門職の必要性が求められているところでございます。

必要な業務と適正人員の分析をまず行いまして、一方で人件費の増大の件もございまして、その人件費の増大との兼ね合いを考える必要もございまして。専門職の重要性が増していく中で、正規職員と今後導入される会計年度任用職員制度を併用していきながら、その市民サービスの向上に努めていきたいというふうに考えておりますけれども、その会計年度任用職員ができたからといって、その5年の縛りがなくなるということじゃなくて、これ1年、1年の更新というふうな形になります。必要な会計年度職員はずっと更新をしていくというような形にはなろうかと思っておりますけれども、現時点での考えは以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 財政問題と職員の正職の問題は、本日の一般質問の趣旨とちょっと違いますから、これはまたいずれしっかり正職の問題で議論をするとして、部長、回答の中でお話がありましたように、やっぱり長期的な相談を受けられるような市側の体制をしっかりとつくっていくことが、もう相談に来られる方は多分で必死で来られると思うんですね。そこにやっぱり十分回答が、ケアができるような体制、それは基本的に私は人がかわらないのが一番大切というふうには、お互いの信頼関係の中でプライバシーも含めて相談をされる方もおられると思っておりますから、その体制ができるように、今日の段階ではぜひ私のほうからお願いをしておきたいというふうに思っております。

この件については以上で終わっていきたく思います。

2件目についての回答をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 2件目の広域型介護老人福祉施設の整備に係る設置主体の県協議書提出についてご回答を申し上げます。

広域型介護老人福祉施設の整備に当たりましては、太宰府市高齢者支援計画におきまして、1カ所開設することとしておりましたことから、本市において施行法人を選定する必要がございまして、福岡県が定めました高齢者福祉施設等の整備方針に基づきました協議書を県に提出するために、平成28年4月にプロポーザル方式での公募を実施したところでございます。この公募によりまして2法人からの応募がございまして、ご質問の社会福祉法人からは平成28年4月27日に書類の提出がっております。その選考に当たりましては、同年5月の選考委員会に

おきまして、県から指定されております協議書類に基づき、建設予定地、法人の理念、基本方針、施設の運営方針並びに既設法人における施設の設置状況のほか、法人全体の決算、運営資金計画に関するものなどの書類審査、ヒアリングを実施いたしまして、本市として県に協議するに十分な法人であると判断し、選定を行っております。

なお、本申請及び書類審査等の際しましては、設置場所及び法人運営に着目して選定しております。理事長個人に着目した判断をしたものではございません。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） もともと1カ所に対して2法人からの応募というふうにご回答いただいたんですが、申請があった場合は、それは理事長の個人的な問題というよりも、ここに照らし合わせたような、今ご回答のあったような建設用地とかさまざまな問題で審査をされるといふふうに思いますが、なぜこの法人になったかについては、これまで問うことは差し控えたいと思いますが、少し経営しておられるというか、最初鞍手町で町長と一緒に逮捕されたのが2018年7月だったというふうに思っておりますが、この申請を出されたころは県警から随分事情聴取をされていたのではないかと思います、その辺は全く掌握はしておられなかったのか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 申請がありましたのが平成28年ということで、今から2年前ということになります。先ほどの回答でも申しましたように、個人に着目した審査というのは行っておりませんので、そういったところには全く着目はしておりません。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） ちょっとかなりデリケートな質問なものですから、慎重に伺いたと思います、この種の法人は、割と理事長の影響力が運営に当たってもかなり強いんじゃないかという気はします。普通の会社でも、創立者のオーナー会社はかなりそのオーナーの社長の権限が強いと同じように。そういうのでいくと、理事長の質と言ったら失礼ですが、それがかなり法人運営には影響出てくるのではなかろうかというふうに思うんですが、今回逮捕を目前にしていたと思われるんですが、理事長が辞任されて新しい理事長にかわられたというふうに伺っておりますが、その辺は掌握されておるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 太宰府市といたしましては、平成28年度に県に協議書を提出しております。その後は県のほうでの処理ということになっておりまして、7月30日付で太宰府市のほうに今回内山に建設をいたしました特別養護老人ホームムネだざいふ、こちらの設置の認可がおりたということで、今月の7月30日に通知が来ております。ですから、この分についてはそのような形での対応、もう選定以降は県のほうの対応ということになっております。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 私はかなり気にして、法人の名前は使わなかったんですが。

許認可は県でしょうから、上げて、後、その法人がどうなったというのは、該当する市に連絡がないのはそういうもんかなあとと思いますが、ただ1つ私が気になっているのは、この理事長が譲ったところが親族なんですね。正確に言うなら弟さんが理事長にまたかわっておるという意味では、まだ犯罪が成立しているかどうかまだ私どもが知る由もないわけですが、かなり影響力があるのではないかというふうに思います。そういった意味では、被疑者のお父さんもかなり福岡県の県議員としての実力もある方でありましたし、弟さんも県議に立候補されたような方でありますから、かなり政治的な影響力があるのかなあとというふうに思うので、推薦した市としては、推薦という言葉が適当かどうかわかりませんが、書類を県に協議書として上げるに値するという先ほどご回答からいけば、それなりの推移は見とく必要があるのではないかというふうに思います。法人としての問題がないということで県に協議対象の法人として上げてきた経緯からすればそういう気がしますので、少し推移などについては留意しておく必要があると思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 老人ホームとしての運営、これにつきましては私どもも介護保険を適用して入所をいたしますので、そのあたり入所者の方に対する問題、そういったものがないかというのはしっかりと見てまいります。ただ、法人の運営、そこにあたりにつきましては県の管轄になりますので、県のほうでしっかりと見ていかれるというふうに理解をしております。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 心配がずっとありましてご質問しましたけれども、今後の運営についても少し、あるいは入居者の問題等についてもできれば気にかけていただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

ここで15時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時10分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔12番 原田久美子議員 登壇〕

○12番（原田久美子議員） それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたしております3件について一般質問をさせていただきます。

まず1件目、完全給食について。

中学校ランチサービスにつきましては、私も含め過去に議員から何度も一般質問をされてお

りますが、そのときのご回答は、おおむね太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会で調査検討をされ、平成18年12月導入された制度で、当時の特別委員会では、弁当持参か給食のいずれかを選択できる選択方式による給食を導入すべきであるという結論で、いろいろな意見があるが、執行部としては原則として弁当持参ということを基本として考えているということであったと認識しております。その当時として、完全給食に準ずるよい制度であったと思います。また、皆さんもご存じのように、前市長の公約で完全給食を掲げられていましたが、平成29年6月の議会で、多額の費用がかかるという理由で断念されました。今度こそ楠田市長には子育て世代の親たちが期待を持っておられます。楠田市長の公約は、施策に着手し、必ず1期目で一定の方向性を打ち出し、給食問題を終わらせると断言されました。学校給食調査・研究委員会を既に立ち上げられていますが、中学校給食実現に向け踏み出してほしいと思います。

近年におきましては、保護者を取り巻く状況も非常に変わってきています。現在、国におきましても、地方創生に力を入れられ、取り組まれており、平成26年にはまち・ひと・しごと創生本部が設置され、このことは私たち地方自治体にとりましてはまたとない絶好の機会であり、全国の地方自治体が一斉に知恵を絞り、全力で地方再生に取り組むことは容易に想像できます。この取り組みでは、人口減少と東京集中の課題となっており、太宰府におきましても、働く世代の人口増加の絶好の機会ではないかと思えます。他市に差をつけるという意味においても、筑紫地区では完全給食が実施されているところが少ない今こそ実施実現するべきと考えます。既に保護者へのアンケート調査を実施され、ランチサービスが妥当なのか、それとも完全給食の方向に向かっているのか、早急に見きわめる時期ではないでしょうか。

また、市内の小学校においては完全給食が実施されており、中学校に完全給食を導入した場合においても、その延長線上として働く世代の生活リズムを変えることが少なく、義務教育の間は保護者が子どもと一緒に朝食をとる時間をつくれ、家庭における食習慣の形成にもつながるのではないのでしょうか。義務教育期間中の9年間は、健康教育の関連から中学校も小学校と同様に完全給食が必要だと思えます。小学校の給食に係る予算と中学校に係る予算の差があり過ぎます。小学校と同じように中学校も予算をかけ、中学校完全給食を早急に実施するべきと考えます。市のお考えをお聞かせください。

2件目は、障がい者が利用しやすい免除規定についてです。

太宰府市は、第4次太宰府市障がい者プランを平成29年から平成32年まで4年間、みんなで支え合い、ともに幸せに暮らせる人権と福祉のまちづくりの実現に向け、今後取り組む施策になっています。このプランの推進に当たっては、行政のみならず、障がいのある人、その家族、地域住民、事業者等がそれぞれの役割を果たしながら、お互い連携、協力して取り組むことを求められています。

そこで、質問をさせていただきます。

1点目は、障がいのある人やその家族の団体が体育施設、文化施設を使用する場合の免除規定があるのか。

2点目は、免除がない施設については免除規定を導入するべきと考えますが、市のお考えをお聞かせください。

3点目は、市境界にある交差点の事故防止についてです。

大野城市にまたがる境界の交差点、水城ヶ丘6-30付近ですが、ここでは過去にも複数件、昨年も2件、今年に1件と事故が多発していると聞き及んでおります。このことについては自治会より要望書も提出されていると思いますが、緊急に対策を要する交差点です。

事故の要因としましては、1点目は、上り、下り線の交差点で、太宰府市側に「止まれ」の標識がないこと、2点目は、大野城市大城台と水城ヶ丘の出入りに「徐行」の標識がないこと、3点目は、交差点付近に速度規制の標識がないこと、4点目は、交差点での黄色いベルト危険区域表示が太宰府市側のほうの道路にないことが考えられます。水城ヶ丘の団地は山手にあり、坂が多く、今では大野城市に行く抜け道となっております。大野城市との境界の交差点で事故が起きない改善策を早急に進めるべきと思いますが、市の見解を伺います。

以上、3件について質問し、再質問は発言席から行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 1件目の完全給食について、まずご回答申し上げます。

中学校給食につきましては、中学生の健康の保持増進や食育の推進などといった教育的意義に加え、太宰府市における働く世代の人口増加や保護者の負担軽減につながるることについては、議員ご指摘のとおりであると認識をしております。

さきの答弁では、私自身できるだけ早い時期に一定の方向性を示した上で、実際によりよい給食実現に踏み出すことまでを任期中に行うよう頑張ってまいりたいとお答えをいたしましたけれども、現在、中学校給食調査・研究委員会を立ち上げまして、これまでに積み上げてきた成果や課題を整理しながら、あらゆる角度から調査研究を行っているところであります。

議員のご質問の中で、小学校と中学校の給食等に係る予算について触れられておりますので、その点については教育長が補足説明をいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（樋田京子） それでは、給食等に係る予算については、私のほうから補足説明をさせていただきます。

小学校における給食に係る予算は、給食調理業務委託料でございまして、中学校のランチサービスに係る予算である弁当配送手数料と比べますと確かに大きな金額となっております。議員ご指摘のとおり、給食等の予算を見ますと、小学校と中学校の予算に大きな差がありますが、小学校だけに手厚い予算を充てているということではございません。平成30年度を例にとりますと、小学校費と中学校費とでは、教育施設の整備に係る経費が大きな要因となりました。1校当たりの予算平均額は中学校費のほうが大きくなっております。教育費のうち小学校費と中学校費につきましては、教育環境の充実や教育活動への人的、物的支援など、必要な内容につき、それぞれに適切な予算を充てるように努力をしているところでございます。

中学校の給食につきましては、予算の均等化という視点からだけでなく、総合的な見地から調査研究を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございます。私は、この完全給食につきましては、9年間の義務教育である小学生、中学生に対して、平等に教育の観点から予算をとるべきだと思って今回も質問させていただきました。

今、中学校のランチ給食につきましては、希望者を対象にランチサービスを行っておられます。私が思う完全給食は、みんなに同じものを食べさせてほしい完全給食のほうでございます。太宰府市の教育施策要綱にも書いてありますし、平成29年度対象の教育に関する事務の管理及び施行状況の点検評価についても書いてあるんですけども、この中で奈良市、中津市、多賀城市、扶餘郡との友好姉妹都市記念給食を実施しましたということで書いてあるんですけども、これは小学校のみではないでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 実はそれは小学校でももちろん行っているんですけども、中学校のランチにつきましても、その日は同じような視点からメニューづくりをしております。ですから、それは事前に中学生のほうにも友好都市とか姉妹都市の給食のメニューが出ますよということをお伝えしました上で注文をとっておりますので、その日に限りましては、同じメニューではないんですけども、その土地、その土地の食材とか郷土料理等を取り入れた献立を用意しているところであります。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） それでは、中学校給食の実施に向けてロードマップに基づいた準備を進めるということで、平成29年度の教育委員会の施策の要綱に書いていますけれども、このロードマップに基づいた準備を進めるという意味を教えてください。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 今ご指摘いただいているのは平成29年度の施策のことだろうと思うんです。それは平成28年度の評価に基づいて、次年度はどのような教育施策を行っていくかということをつくっております。その際には、前市長のほうの公約で、中学校完全給食ということをおんなが同じものを食べるという視点でそういうことをきちんと述べられましたので、教育委員会として、実は議会のほうにもお示ししてお渡ししましたけれども、その際につくったロードマップのことだろうというふうに認識しております。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 今おっしゃったように、同じものを食べるということが私の完全給食ということをさきに述べましたけれども、一番初めに私が一般質問で言いましたけれども、子育て世代の親を呼び込む、子どもを太宰府に呼んで、太宰府は子どもに対して物すごくこう

いうふうな施策をされているんですよということを打ち出していきたいというのが私の考えだったんです。

それで、先ほど答弁では、予算のことについてしか述べられませんでしたけれども、私は、先ほど言ったように、希望者だけのランチサービスで、それに対して希望した人だけしかお金が少し20円ぐらい何か安く今なっているということですが、それを本当はランチサービスを全員に食べさせたいけれども、それは弁当持参であるということも今なっていますので、それを皆同じものを食べさせたいんです。中学校3年間の間に弁当とランチサービスとパンになっているんですけれども、前も言ったと思いますけれども、一度も親の弁当を食べてこられない生徒もいます。そして、パンも幾らか、何百円かもらってパンを食べている子がいるんです、実際に。そういうふうな子どもさんたちのためにも同じ給食を食べさせたい一心で、私、また今度一般質問させていただきました。

ということで、もう一つ聞きます。

今度は先ほど財源のほうから教育長が言われましたけれども、結局給食調理業務委託料というのは、平成29年度の決算を見ますと7,371万9,444円ということで決算書のほうに上がっておりますけれども、これが小学校だけ、7校だけにかかっているお金だと思います。7,300万円を7校で割ると、1校が1,053万1,349円ぐらいになるんですよ。1校が使っている委託料についてはそれぐらいなんです。中学校にも同じ4校がありますので、それを掛けますと4,212万5,396円ぐらいで完全給食ができるということなんです。単純に考えてですよ。だから、1校につきまして1,050万円ぐらいの給食委託料をして完全給食にするのか、それも一つの方法だと思うんです。それに対して中学生にもそういうふう完全給食を持っていくということではできませんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 正確には約7,000万円は6校の委託している分の学校の予算、決算になっていると思います。1校、太宰府東は直営ですので、そこには入っていないと思います。

それで、議員おっしゃったように、一番最初に市長のほうも回答されましたけれども、保護者の負担軽減とか、それから議員おっしゃっている子どもの健康教育の関連という面から実現したいという思いは十分受けとめて今検討しているというところだろうと思うんですけれども、最終的にやっぱり子どもたちがどんな力をつけるかということが、すごく今の時点でできることとしては、まだ今検討中ですので、例えば昨年度も申しましたけれども、今本市の場合には小学校と中学校で小中連携の教育活動を進めています。小学校と中学校の段差をなるべくなくするという小中一貫の一步手前の状態だというふうに思っていたらいいんですけれども、この前9月4日、東小学校のほうで学校給食栄養会の研究会を初めてしました。初めてというのは、中学校の先生に来ていただいて初めてしました。そのときに、3種の栄養素って多分議員もご存じだと思うんですけれども、体をつくるもとになる、血や肉のもとになるのと、体の調子を整えるってよく言いますけれども、そのことを3つバランスよくとることが大



事だよという授業を小学校3年生でしたんです。それを中学校の先生にも見ていただきましたが、終わりの会の協議の中で中学校の先生がおっしゃったのは、今議員おっしゃったように、子どもの中には、パンを好んでなのかどうかはわかりませんが、続けて食べる生徒のほうもいるわけです。ですので、中学校の課題として、そういう食育に関する教育をしっかり進めていかなきゃいけないなあということをおっしゃっていました。

ですので、今から給食につきましてはしっかり検討していきますけれども、その間にできることが子どもたちに、先ほど言いましたけれども、そういった健康教育だとか食育で中学校が今やっている弁当の日をしっかりと自分で考えてつくれるとか、そういった力をしっかりつけていきたいと思っておりますので、いましばらくちょっと調査検討を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） もうそれは今度の市長になられましてから中学校給食調査・研究委員会がもうできておりますので、その報告も聞いておりますので、また今後そういうふうな調査委員会があるときに、給食を実施する方式は、それぞれ財源のこともありますので、考え方も変わってくると思いますけれども、どういうふうな方式にしたらデメリット・メリットがあるのか、そういうふうなことをきちんと表にさせていただいて、財源もかかってきますので、財源が本当は子どもたちにはお金はもう要る分は使っているいいと私は思います。使うべきだと思いますので、ぜひそういうふうなことも比較表というんですか、そういうふうなものをもっとつくってあると思いますけれども、そういうふうなものを検討しながら、完全給食に力を入れて、最終的には完全給食になるように、市長が1期目でなるようお願いして、1件目は終わります。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

教育部長。

○教育部長（緒方扶美） それでは、2件目の障がい者が利用しやすい免除規定について、私のほうからご回答申し上げます。

まず、1項目めの障がいのある人やその家族や団体が体育施設、文化施設を使用する場合の免除規定についてですが、現在、文化施設において障がい者に対して使用料を減免する規定としましては、いきいき情報センターにありますトレーニングルームを本人及び介護人の1人が使用される場合の半額免除、次に文化ふれあい館で本人及び介護人1人が観覧される場合の全額免除がございます。また、総合体育館、史跡水辺公園、歴史スポーツ公園などのスポーツ施設につきましては、福祉関連の法律により組織された各種福祉団体が利用する場合は全額免除となっております。個人については、現地受け付けの際に各条例規定に定めた法により交付を受けた手帳の提示によりまして、プール、トレーニングジム、卓球、バドミントン、ランニングコース等の半額免除を受けることが可能です。

次に、2項目めの免除がない施設については免除規定を導入するべきと考えるが、市の考え

を伺うについて回答いたします。

文化施設につきましては、団体に部屋を貸す形態が一般的であり、利用者お一人ずつから使用料をいただいておりますので、さきに述べました2件以外には免除規定を設けておりません。また、体育施設につきましては、社会体育が使用する小・中学校の施設は減免規定を設けていません。

体育施設、文化施設による違いはありますが、使用料の減免につきましては、利用者間における公平性の観点、受益者負担の原則を踏まえて規定しており、そのためにもできるだけ全施設で共通した対応になるように基準の統一を図るとともに、各施設の特性や役割に応じた運用を図っていくことが必要と考えております。ご指摘いただきました点についても、今後市の施設使用料を見直す際に検討したいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ありがとうございます。今おっしゃった分で、文化施設についてはふれあい館のほうで介護人が観覧される場合には全額免除ということですが、施設利用システムのほうにはそういうふうなことが書いていないんですよね。文化施設のほうはもう一切介護については免除になりますよということは何も書いてないんですけれども、それは今後そういうふうな利用システムの中には書かれるおつもりがあるのかどうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 利用施設については、団体で申し込む場合というのが多分主だと思うんです。今申し述べましたのは、個人でその場に行って入館料を払うとか、使用するという申し出の場合に、手帳を提示していただいたら免除があるということでの説明です。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 理解できました。

それでは、体育施設のほうは、施設利用システムを使って申し込んだ場合は、子どもが団体としては10人ということだろうと思いますけれども、10人の中の8人が子どもで大人が2人だった場合には自動的に子ども料金になるんですけれども、文化施設のほうはそのような今後変更するような考え方はありますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 文化施設の中で教育委員会が所管している施設、例えばプラム・カルコアというところとかにつきましては、市のいろいろな講演申請であったり、市の社会团体であったりということについては3割減免という規定もありますので、そちらのほうを利用させていただく方法もあるかと思えます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 今回この質問をしたのは、ある方が南コミュニティセンターに行って申し込みをされたときに、障がいを持ってある方たちなんですけれども、文化施設のほうに

はそういうふうな減免とか免除とかというのはないんですかというて聞いたら、ありませんって言われたらしいんです。それはそれでいいですよ。結局障がいを持つ親というのは、障がいがある人に地域参加をしてほしいのが、私、気持ちです。そして、障がいを持つ親御さんが外出できない状態なんです。それは個人情報関係で、自治会も掘り起こすこともできませんし、周りの人も障がいがある家族のことも話せなくなってしまうんですよ、障がいを持つ親として。それで、かかわりが少なくなって、孤独になってしまって、やっぱり家から出ることも少なくなって、交流ができなくなってしまっているというのが今障がいを持つ親の人たちの現実です。その方たちが文化施設、先ほど言いましたように南コミュニティセンターをちょっと借りろうと思ったときに、高齢者の方が終わったらそこは貸していいけれども、高齢者の方が来たらすぐに出てもらいますと、そういうふうなことを言われたそうなんです。だから、高齢者に対しては免除とかそういうふうなものがあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 12番原田議員、ちょっともう少し質問の意味をわかるようにしてください。

○12番（原田久美子議員） 質問は、高齢者の方の免除規定はあるのかということを知りたいんです。高齢者に対しての免除規定があるのかという。無料でそこを使われるような部屋があるのかということを知りたいんです。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 南コミュニティセンターが教育の施設じゃないので、そのところはちょっと詳しく今わかりません。申しわけございません。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） それはまた所管のほうにお聞きします。

利用者の目的につきましては、そういった先ほど申しました障がい者にとってみれば、陰でやないけれども、少し部屋を貸してほしいというその団体のサークルの方が来られて、相談に乗ってもらったときとかは、筑紫野市のコミュニティセンターのことをちょっとお話ししますが、団体の構成要件、利用目的によっては使用の免除、減免可能な場合がありますというようなことをコミュニティセンターではちゃんと打ち出されているんです。だから、こういうふうなことがちょっとシステムを借りるときに、そういうふうな免除があるんだと聞いたら、そこに相談に行くと思うし、たまたま私が知り合いだったんで、私にあそこは使えないんですか、障がい者の方にとって本当に冷たい太宰府市ですねって言われたときに、ああ、そうか、やっぱり障がい者の方も本当に自由権があると思いますけれども、障がい者は特別の権利を与えるものではなくて、健常者も健常者の子どもさんたちにも保障されている自由権ですので、同じように体育施設でも、子どもが多ければ子ども料金になるのであれば、文化施設も同じように子どもが多ければ子ども料金をするというようなことも、特に障がい者の方につきましてはそういうふうないつでも利用できますよという形にしてほしいなというのが私の今回の一般質問でございました。

2件目終わります。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 3件目の市境にある交差点の事故防止についてご回答申し上げます。

議員ご指摘の交差点につきましては、地元の水城ヶ丘区自治会からも数回の事故報告をいただき、警察、市において現地を確認いたしまして、「止まれ」の標識がないこと、「徐行」の標識がないこと、速度規制標識がないこと、黄色ベルト危険区域表示が太宰府市側にないことを確認をいたしております。大野城市大城台と水城ヶ丘、水城台がつながっていることに加えまして、大野城市乙金地区に大型商業施設ができたこと、また各団地内を通るこのルートには信号機がないことなどから、朝夕、土曜、日曜、祝日を中心に渋滞する県道水城下白井線を回避するための抜け道としての利用が多くなっていることから、交通事故の発生も増加しているものというふうに考えております。

事故が起きない具体的な方策としましては、先ほど原田議員のほうからも言っていたかもしれませんが、主道路と従道路の関係を明確にし、どちらが優先道路なのかを明示すること、具体的には「止まれ」の標識、停止線、スピード規制標識を設置することと考えているところでございます。警察との協議におきまして、当交差点が市境ではありますが、交差点のほとんどが大野城市になりますことから、筑紫野警察署と春日警察署で協議がなされ、春日警察署にて安全対策が図られることとなっているところでございます。

市としましては、警察の安全対策に合わせまして、路面標示や黄色ベルト危険区域表示を実施するとともに、大野城市の所管課とも連携を密にして、安全対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） この件につきましては、自治会のほうから要望書も出ているということで今部長が報告されましたけれども、先ほどの話じゃないんですけれども、災害が起きたら現場に行って調査をされる。事故が起きたら現場に行って調査をすることはないのでしょいか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 実はその辺の警察との連携といいますか、私どもにも連絡がある場合と、県道であれば県のほうに、市道であれば市のほうにということで連絡を受ける場合は私どもも現地のほうに担当者が速やかに行きまして、警察との協議もさせていただいているところではございますけれども、実はこの交差点につきましては、私どももちょっと議員ご質問をいただいたからというわけではございませんけれども、過去5年間にやはり5件ほどの事故が起きているという情報を入手していますので、その辺もやはり実際私ども一回一回行けてい

るのかとかということとはちょっと確認はしていませんけれども、恐らくやはり現場に行けていない場合がございますから、その場合は今回のように地元の自治会のほうから情報をいただいたり、警察のほうから情報をいただいたりして必ず現場に行くということはさせていただいていますし、私自身も時間あるときといいますか、見つけて、現場のほうに行くようにはしているということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） これは要望とさせていただきますけれども、8月27日にまた事故が起きておりますので、それもわかってほしいと思っております。

事故が多いということで、先ほど部長から具体的に「止まれ」の標識、停止線、スピード制限標識を設置することを考えておりますということでしたけれども、いつごろまでにこのようなことを、それは市のほうができる対策だと思いますけれども、いつごろまでにされますか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 実は市のほうでできる部分につきましては、先ほど申した中で黄色ベルトの危険区域表示の実施と、あと路面標示といたしまして、いわゆる「この先交差点あり」とかそういう文字を書くことは市のほうでできるんですけれども、いわゆる規制に係るもの、「止まれ」とか、速度規制の分、それと「止まれ」の標識といいますか、そちらにつきましては公安委員会、具体的に言いますと春日の警察署のほうが実施していただく必要がございますもんですから、なるべく早くという要望を署のほうにはさせていただいておりますけれども、警察のほうも地域の警察署から県警本部のほうに上がるということが年に2回あるというふうに聞いていますので、私どもとしてはなるべく早い時期にさせていただくようにということで再度確認、要望をしまいたいと思います。ですから、時期的なものをいつということはこの場で申し上げることはできませんけれども、よろしく願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 何度も言いますように、なるべく早くこの件につきましては事故がないような太宰府市にしてもらいたいと思います。

そして、大野城市さんとの話し合いもあると思いますけれども、この結論からいくと、大野城市側には「止まれ」の標識、黄色ベルトも全部あるのに対して、太宰府市側からおりてくる場合に何も無いということが要因ではないかと思っておりますので、なるべく早くそういった筑紫野市とか太宰府市とかそういうふうな境界線に交わる場所で事故が多いということは何か問題あると思いますので、今後とも安全に対して大変でしょうけれども調査していただいて、早い施策に取り組んでいただきたいと思いますと思ひまして、私の一般質問をこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

ここで16時まで休憩をいたします。

休憩 午後3時49分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔15番 藤井雅之議員 登壇〕

○15番（藤井雅之議員） 議長から発言の許可をいただきましたので、通告書に記載しております2点について質問いたします。

まず、市が関連する団体の口座管理の実態についてお伺いいたします。

今年5月、福岡県職員が木曜会と称する親睦団体の会費を管理する口座から現金を引き出し、着服した疑いで逮捕される事態が起きました。舞台となった木曜会とは、福岡県知事、福岡市長、福岡県警本部長、ほとんどの国の出先機関の長、福岡高等裁判所長官、福岡高等検察庁検事長など38団体が構成員となっていますが、政治権力を行使する側、警察、検察といった権力を行使しつつ取り締まる側、高裁など権力を裁く側が一堂に会することが三権分立の基本理念に反するものであると思います。今後も県議会において、この点は解明が必要だと思います。

太宰府市に目を向けると、市も関与し、さまざまな団体と一緒に各種実行委員会といった形でかかわっておられる事態があると思います。その際、口座管理の実態として、市役所職員が通帳と印鑑を一緒に管理している実態はあるのか、現在教育委員会も含め、その団体数もあわせて答弁を求めます。

全国で、背景はさまざまですが、公金や管理している口座から現金を着服するといった出来事は枚挙にいとまなく報じられています。職場で市職員が通帳と印鑑を一緒に管理している実態があるのならば、事故防止の観点からも早急に改善を図る必要があると思いますが、あわせて見解をお伺いいたします。

次に、国民健康保険税及び事業について、2点お伺いします。

まず、加入者の現状についてお伺いします。

今定例会には平成29年度の国保会計の決算認定の議案が提案されています。平成29年度の国民健康保険税は、国民健康保険税を構成する3本の柱のうち、国保加入者全てに係る後期高齢者支援金が増額され、平成28年度、平成29年度と連続して負担が増えました。議会でもこれまでも国保の問題についてはさまざまな角度から質問をしてきました。国保の構造的な問題として、加入者の所得が低いという点は執行部サイドとも共有できていると思いますが、まず今太宰府市の国保加入者の現状、そして2年連続で国保税の負担が増えたことで、滞納が増えた、資格証明書の発行が増えた等、影響について分析されたのか、お伺いします。

次に、均等割課税についてお伺いします。

今年度から埼玉県ふじみ野市では、賦課年度の3月31日において18歳未満である被保険者が

3人以上いる世帯の納税義務者の18歳未満の被保険者のうち、3人目以降に係る均等割額を減免する制度をスタートさせました。国民健康保険税は、社会保険と違い、加入世帯の家族構成によって均等割課税がされる仕組みです。社会保険においては保険料は労使折半であるのに対し、国保は加入者が全てを負担する仕組みで、さらに扶養の家族が多ければ、その分均等割が課税される。課税に際して限度額の適用があることは理解していますが、それでも国保税の負担が重たくなる一つの要因であると思います。太宰府市においても、ふじみ野市と同様の減免制度の創設を求めますが、見解をお聞かせください。

再質問は議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） 回答をお願いします。

市長。

○市長（楠田大蔵） まず、1件目について、私からご回答申し上げます。

市が関与する各種団体の口座管理の実態についてであります。幸いにして本市におきましては、近年は職員の不祥事等不適切な事案は発生いたしておりませんが、常日ごろから公務員として公私の区別をしっかりとつけて、公正中立な行政を運営するという心を心がけておかなければならない立場だと改めて感じております。今後とも市民の皆様に疑念を抱かれることがないよう、職員をしっかりと指揮監督してまいり所存であります。

なお、詳細につきましては、担当部長から回答をいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） それでは、詳細につきまして私のほうからご回答申し上げます。

本年5月、福岡県の職員が県の親睦団体の口座から現金約114万円を着服したとして逮捕され、またそれより以前の平成28年3月には、近隣市の職員の福利、相互扶助を目的とする団体の当時の職員が約4,800万円を着服、横領していたことが発覚し、先日業務上横領容疑で告訴をされております。

本市におきましては、市職員が通帳や印鑑を管理し、事務処理を行っている関連団体は、9月1日現在で教育委員会も含めまして24団体となっております。このうち2団体は通帳と印鑑を庁舎の外で団体の事務担当者として市職員が分けて管理をいたしておりますが、残りの22団体におきましては、いずれも庁舎内で市職員が管理を行っているところでございます。

なお、各所管におきまして、通帳や印鑑は鍵のかかる金庫や什器で保管するとともに、それぞれを別の職員が管理をいたしまして、また通帳からの出入金の際には複数の職員で行うなど、適正な管理に努めておるところでございます。

今後とも所管の管理者が責任を自覚し、常日ごろから通帳と出納簿の照合を行うとともに、通帳と印鑑を適正に管理し、さらには会計監査の徹底など、関係団体において適正な会計処理がなされるよう指導を強化してまいりたいと考えております。また、職員に対しましては、機会あるごとに信用失墜行為の禁止、法令の遵守義務など、公務員倫理の根本について確実に認識するよう徹底してまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） ご回答ありがとうございます。

今具体的な回答の件数として、24団体あって、そのうちの2団体は通帳と印鑑を庁舎の内外でということで、22団体において庁舎内で管理をされているということがありましたけれども、まずお聞きしたいのは、その22団体の中で、団体名は求めません、具体的な金額として一番多い金額は幾らありますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 藤井議員のご質問がありまして、これ至急庁内で調査を行ったわけでございますけれども、具体的な金額幾らがあるというところまでちょっと調査をしておりませんで、今申し上げました24団体のうち2団体が内外で管理している。それ以外は庁舎内で管理しているというところまでの調査しか行っておりませんで、誠に申しわけございません。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） その辺は調査をお願いしておきたいと思います、継続的に。

なぜそのことを私がちょっと問題に思うかといいますと、まず議会として議決をした予算というのは、当然各種それぞれの団体へのそういった補助金も議会の議決で執行されているというのは理解します。しかし、その各種団体の中にはさまざまな団体から負担金を持ち寄ってこられたものが一つの口座に構成されるということで、それを職員の方が管理をされている、入出金の実務を担っておられるということであれば、議会として承認したのは、あくまでも市が負担する部分の執行への部分を承認という形でしているのであって、その点が正直ひっかかるところがあります、そういったいろいろな団体が持ち寄せられた口座の管理をしておられるというところが。

その上で、まず根本的なところをお伺いしたいのは、22団体の部分の口座のそういった管理と申しますか、その部分をされるというのは、それは市の職員の方の業務として行っているというものとして理解してよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 業務として行っているというところでございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） その業務として行われるという根拠と申しますか、何か条例や規則といったものでこうなっています、あるいは22団体のうちの幾つかの団体の中には、口座のそういう部分は市が担うというようなことがルールがきちんと確認された上で行われているのか、その根拠になるものはありますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 具体的に根拠になるというものはございませんが、例えば祭りの実行委員会とかの金銭出納を地域コミュニティ課のほうでやっておりますけれども、その根拠とな

る、ここはそういったところが管理するというようなもとなるところはございません。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 仮定の話になるかもしれませんが、今最初に確認しました業務のという部分を前提として、じゃあ仮定の質問になるかもしれませんが、万全の態勢をとっておられるという答弁は理解しましたが、そういったすきを突くというのであれば、仮に冒頭壇上で取り上げられたような事例が発生したとき、その責任を負うのは着服をした当事者が賠償を負うのか、その辺はどういうふうになりますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 当然その着服をした職員が責任を負うというような形になりましょうが、それを管轄しますといいますか、指導監督する上司まで及んでくるのかなというふうな感じはいたしております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 懸念しますのは、当然その団体間の中で業務の一環でやっていたんだったら、市がそういった当事者のその人にそういう賠償する能力がない、弁済する能力がない場合、その点を市に求められてくることも私は業務の一環という部分では、業務という言葉が前提であればちょっと懸念をいたしますので、その点は再度ルールづくりと、もう一度団体間においての協議をしていただく必要があるんじゃないかなと思うんです。実際に過去いろいろ配付された決算カードを見ても、職員の方の人数というのが総数で減っている状況の中で、通常の業務以外のそういった関連する団体の出納の業務を行っているというのがどうなのか。通帳の管理、印鑑の管理も行いながら、そういった実務的な部分を行っておられるというのは、本来それが市の職員がそこまで担わないといけない仕事なのかなというのも疑問に思っております。その点も含めて、まず各種団体のところにおいて、もう一回ちょっとその辺の検討をしていただきたいというふうに思いますが、先ほど答弁で教育委員会も含むというようなことでありましたので、そういった指示を当然幾つかの課があるんだというふうに認識しますので、まず庁舎内にそういったことを検討の指示出していただくお考えありますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 教育委員会も含めまして、私どものほうで職員を信用しないわけじゃあございませんけれども、チェック体制を今以上に万全にすることで、今以上に頻繁に通帳の確認を行うよう、また不正を未然に防ぐチェック体制をさらに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） わかりました。

それと、もう一点の事故防止の観点といいますか、視点としまして、取り上げたいいろいろ残念ですけどもそういった事件に及んでしまう職員といいますか——よその自治体の話ですよ

—そういったケースを見ますと、借金と申しますかそういったのを理由に、生活苦ですとかそういったのを理由に、公金ですとかそういったものに手をつけてしまうというような例が報道されておりますが、仮に職員の私生活まで踏み込むのがどこまで踏み込めるのかちょっと悩むところではありますけれども、そういった職員の借金と申しますか、通常の住宅ローンとか、自動車ローンとかそういうものは別とした何かそういう借金の消費者金融的なところの借金ですとかそういったところが発覚した場合、事故防止の観点から、まず扱っておられる業務、そういった通帳あるいは印鑑の管理を行っていないかとか、そういう内部のチェック機能と申しますか、迅速な対応が可能なのか、必要だと思いますけれども、その辺についての観点からの事故防止策というのは今お持ちでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） なかなか職員個人の借金の状況であるということを一職員と申しますか、私ども上司が全てを把握するというのは大変難しかろうというふうには思います。ただ、生活が派手になっているような状況とか、周りから聞き及ぶことは当然であろうかと思っておりますので、そういったところはアンテナを張りまして、人事評価のそれこそ面談等もございまして、そういった中でも聞けるところは聞いていきたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 今お聞きをしましたので、その点のほうからもきちんと対応をとっていただきたいということを重ねて要望しておきますが、市長にお伺いしますけれども、今こういったやりとりもしてきましたし、先ほど部長の答弁の中では、通帳と印鑑、市では管理しているけれども、別々の方法、複数のチェックとか、そういった現状の対応策も答弁ありました。その上で、市役所と違いますけれども、市長も銀行におられて、銀行の中でも似たようなことというのは市長が在職中に見られたかどうかは別としましても、銀行でもそういった話というのはよくニュース等で報道されておりますよね。当然市長もそういった部分も見識おありと思っておりますけれども、今の部長の答弁の対応の中で、太宰府市の中では万全な対応がとれているというふうに思われたか、それともちょっともう一度再検証する必要があるんじゃないかと思われたか、総括的な意味合いでこの点において市長の答弁をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。私も短い間でしたが金融機関おりました、実は私の同期が3,000万円持ち出しまして逮捕されるという事案もありました。銀行でもそういうことがやはりありまして、彼もその当時、当然それを疑う人はいなかったわけでありまして、そういうことも起きるといことは、近隣の例も見ましても、この県の例を見ましても、残念ながら魔が差すというか、そういうことはあり得ないことではないということを前提として、大切な市が管理するお金でもありますので、そうした観点からやはり何重にもこうしたチェック体制をとっていくということが重要なのであろうということを改めて気づかされたところ

ろであります。先ほど来の答弁の中でも、やはり職員をなかなか疑ってかかるというのは私もできるだけ避けたいところではありますけれども、そうした中でやはりチェック体制を客観的にとる形を何かしらとれないかということは改めて検討してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） ありがとうございます。

2件目の国保の問題をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 2件目の国民健康保険税及び事業についてご回答いたします。

まず、1項目目の国保の加入世帯の現状についてでございますが、平成29年度の太宰府市の国民健康保険の年度平均加入者数は1万5,902人、加入世帯は9,751世帯となっております。

また、平成29年度当初賦課時点における被保険者の状況でございますが、まず世代別構成につきましては、65歳から74歳、いわゆる前期高齢者が44.66%、0歳から64歳、いわゆる現役世代は55.34%となっております、前期高齢者の割合は筑紫地区4市1町では最も高い数字になっております。

次に、世帯人員別で申し上げますと、1人世帯が55.28%、2人世帯が31.87%、3人世帯が8.03%、4人世帯が3.42%、5人以上の世帯が1.40%となっております。

加入世帯の所得でございますが、33万円以下の世帯が40.78%、33万円を超え100万円以下の世帯が18.83%、100万円を超え200万円以下の世帯が22.88%、200万円を超え300万円以下の世帯が9.03%、300万円を超え400万円以下の世帯が3.18%、400万円を超える世帯が5.30%となっております。

また、資格証明書につきましては、滞納世帯に対しまして滞納を理由に即発行するものではございませんで、滞納には何らかのやむを得ない事情等があるはずという前提で、個別に納税相談を受けていただくように通知をいたしまして、その上で相談に応じられなかった世帯など、短期証を発行することができなかった世帯を対象に交付をしているところでございます。

ちなみに滞納世帯の状況でございますが、平成29年度の滞納世帯は938世帯、全被保険者世帯数の9.7%でございます、平成27年度は1,102世帯、率でいいますと10.9%、平成28年度は1,075世帯、率といたしましては10.9%でございます、それらに比べますと減少をしているところでございます。

次に、2項目目の第3子以降の子どもの均等割課税の減免制度の導入についてご回答いたします。

国民健康保険税は、応能分と応益分で構成をされております。本市の国民健康保険税のうち基礎課税額（医療分）と後期高齢者支援金分につきましては、応能分については所得に応じて賦課される所得割、応益分につきましては世帯人員に応じて賦課される均等割と世帯ごとに賦

課される平等割といういわゆる3方式で構成をされております。40歳から64歳の方のみに賦課され、子どもには均等割が賦課されない介護納付金につきましては、ふじみ野市と同じく2方式をとっております。3方式の場合、均等割とは別に世帯人員に関係なく世帯ごとに別途賦課されるものがありますので、その分2方式に比べまして均等割の1人当たりの税額を抑えることができているかと思っております。このように、現在の3方式は、世帯人員が多い世帯ほどその恩恵を受けているということになります。さらに、均等割を含む応益分につきましては、現状の国保制度の中でも所得に応じまして7割、5割、2割の軽減制度もございますので、所得の低い世帯、あるいは世帯人員が多い世帯につきましては軽減措置が大きなものとなっております。このほか、国保制度とは異なりますけれども、子どもさんに関しましては子ども医療費の助成制度もございまして、小学生までは入院、通院、中学生は入院に要する自己負担分の助成も行っております。このようなことから、現状といたしましては本市独自の国民健康保険税の第3子以降の子どもに対する減免は考えておりません。

藤井議員もご承知のように、本市の国保財政は赤字財政が続いておりまして、そのような状況の中で新たに税収減につながるような制度を設けることは厳しいものがございます。何とぞご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） まず、加入者の現状のところは、詳細の部分についてはわかりましたけれども、ちょっと1点、答弁の中で気になりましたのが、資格証のところの部分でおっしゃった、その相談に応じられなかった世帯というような回答というか言葉がありましたけれども、その相談に応じられなかった世帯というのはどういう背景といたしますか、その点はきちんと分析されているのでしょうか。要は相談の通知を送っても市役所に来られなかった。じゃあ、訪ねていっても会えなかったとか、そういうところまでされた上での判断でしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 今言われたような諸手続を踏んだ上で、一切ご連絡をいただけないという場合というふうにご理解いただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 済みません、そういったケースというと、当然国保だけではなくて各種ほかの税であったりとか、公共料金も滞納状態なのかなというようなことは想像するんですけども、そういった部分において訪問で先方に会う努力は国保年金課がされるのか、それともほかの課の滞納をそれぞれ抱えているところがされるのか。当然その点のフォローといたしますか、そういった部分はきちんと横断的に含めてですけれどもとられているというふうに理解しといてよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） その分については、国保だけじゃなくて納税課という部署がありますので、横の連携といたしますか、一緒になりまして、電話とかいろいろな方策をとった上での

動きでございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 引き続きその対応をとっていただきたいということを要望しておきます。

その上で、均等割の部分ですけれども、最後のほうの率直に減収になるというような答弁ありましたけれども、今回通告させていただいた上での、じゃあ具体的に太宰府市で仮に今の取り上げた制度を導入した場合、減収になると言われる具体的な数字、当然税ですからいろいろ所得の状況等でも変動の部分があるのは理解しておりますけれども、仮に直近のそういったデータ等を使ってどのくらい減収になるというのを試算されておられるようでしたら、そこまでお示してください。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 本年4月現在の太宰府市の世帯の状況を議員が言われておりますふじみ野市さんと同じような形の全額免除というふうな形にしましたところの試算でやりますと、約280万円ということが税収減になるというふうに試算をしております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 約280万円というところでありますけれども、その部分が例えばふじみ野市だけでなく同様の仕組みといたしますか、全額ではなく一部とかそういったような対応をしている自治体もあります。個別の中で申し上げるところまではいたしませんけれども、やはりもう一度いろいろな方式において、一部あるいは18歳のところの均等割の中に5割ですとかそういった減免とかそういった部分も検証をしていただく必要が、私は必要があるかなと思いますけれども、それももう今の現状においては厳しいということでは理解してよろしいですか。その上で、現状の各種減免あるいは乳幼児医療費の助成等で今できるそういった政策的な部分は、太宰府市の中では今精いっぱいのがこれに対応策というふうなところで理解しておいてよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 市単独の負担軽減制度という分については、ちょっと現状では厳しいかなというふうな認識をしております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 均等割課税の問題は今回初めて取り上げさせていただきましたし、ふじみ野市も今回スタートしたばかりということで、これが全国的にどう広がっていくのか、まだ見守っていく必要もあるかと思っておりますので、私も引き続きアンテナ張りながら、これはどういう角度で太宰府市で導入することが可能じゃないかというのがあれば、また機会見て取り上げていきたいと思っておりますし、国保年金課においても可能かどうかの検証だけは引き続き行っていただきたいということを要望しまして、質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月11日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時30分

~~~~~ ○ ~~~~~